

個別外部監査結果を公表します

本市では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政再生計画を策定することとなりましたが、これにあたって個別外部監査が実施され、このたび個別外部監査人より結果報告がありましたので、その内容を公表いたします。

夕張市監査事務局

個別外部監査の結果に関する報告書

第一部

市税及び各種施設使用料の徴収事務について

平成21年11月

夕張市個別外部監査人

公認会計士 庄司正史

第一部 市税及び各種施設使用料の徴収事務について

目 次

	頁
I. 監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 監査を実施する理由	1
3. 監査の視点	1
4. 監査の期間	1
5. 監査担当者	1
6. 利害関係	2
II. 監査の実施（市税徴収事務）	3
1. 平成20年度市税徴収の状況	3
2. 主要な税目についての年度区分内訳	3
3. 市税収納状況の過年度推移	4
4. 他市町村との徴収率比較	6
5. 市税の徴収に要する経費	7
6. 徴税費の道内他市との比較	9
7. 市税の納付方法について	10
8. 市税滞納状況一覧表	12
9. 高額滞納者	13
10. 滞納整理	14
11. 差押え実績	15
III. 監査の結果（市税徴収事務）	16
IV. 監査の実施（市営住宅使用料徴収事務）	18
1. 市営住宅管理状況	18
2. 市営住宅使用料収納状況	18
3. 類似団体との収納率比較	20
4. 高額滞納者	21

	頁
5. 滞納整理事務手続き	23
6. 平成20年度法的措置実行	24
7. 平成21年度の法的措置について	25
V. 監査の結果（市営住宅使用料徴収事務）	26
VI. 監査の実施（施設使用料）	28
1. 使用料収入とコストの比較	28
2. 施設利用料金の推移	29
3. ネーミングライツ導入検討	29
VII. 監査の結果（施設使用料）	29

I. 監査の概要

1. 監査の種類

地方公共団体の財政健全化に関する法律第26条第1項及び地方自治法第252条の41第1項の規定に基づく個別外部監査。

2. 監査を実施する理由

夕張市における歳入の確保については、税率の見直しによる市税の増収、ごみ処理の有料化や各種施設使用料などの受益者負担の見直しによる収入の増加を見込むとともに、徴収率向上対策を講じることで歳入確保に努めてきたが、市税が約1億円、市営住宅使用料が約4億円もの滞納が生じている現状にあるなど、十分な取り組みが図られていない。

財政再生計画を着実に実行するためには、市有施設等における適切な受益者負担を設定した上で、市税及び各種施設使用料の適切な徴収事務を遂行し、歳入の確保と市民負担の公平性を確保することが重要となっている。

このため、夕張市は、市税及び各種施設使用料の徴収事務について、個別外部監査を実施することとした。

3. 監査の視点

- (1) 市税や使用料の調定事務及び収納事務が法令に準拠し、公平性が確保され、また、効率的に執行されているか。
- (2) 滞納額増加の原因、その対策が適正に行われているか。
- (3) 各種施設使用料の設定は受益者負担の観点から適正に行われているか。

4. 監査の期間

平成21年9月30日から平成21年11月27日まで

5. 監査担当者

個別外部監査人補助者 公認会計士 天羽 浩

6. 利害関係

個別外部監査人及び個別外部監査人補助者は、個別外部監査のテーマにつき、地方自治法第252条の29に規定されている利害関係はない。

注：本報告書の金額表示について

本報告書に含まれる表の内訳金額について、端数処理（千円未満切捨）の関係で合計金額と一致しない場合がある。

Ⅱ 監査の実施（市税徴収事務）

1. 平成20年度市税徴収の状況

平成20年度末における市税徴収の状況は以下の通りとなっている。全体の調定額約1,006百万円に対する収入済額は921百万円（徴収率92%）となっている。

(表1) 平成20年度末における市税徴収の状況 (単位: 千円)

科目名	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	滞納繰越額
市民税	449,957	415,095	3,188	31,674	19,179
固定資産税	470,226	431,985	9,252	28,989	22,504
軽自動車税	19,708	17,937	84	1,687	930
入湯税	15,100	13,416	0	1,684	0
都市計画税	51,045	42,787	1,951	6,307	4,892
合計	1,006,036	921,220	14,475	70,341	47,505

(注) たばこ税は含まず。

2. 主要な税目についての年度区分内訳

市税収入の9割超を占める市民税及び固定資産税についての収入率を現年度分と過年度分に区分すると以下の通りとなっている。現年度分の収入率は市民税が97.0%、固定資産税が98.5%である。

なお、平成20年度において第3セクターの破産手続きに伴い、市民税及び固定資産税の滞納繰越分、21百万円の内、19百万円が回収されている。

(表2) 市税の収入率 (単位: 千円)

科目名	年度区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
市民税	現年度分	419,446	406,952	0	12,494	97.0%
	滞納繰越分	30,511	8,143	3,188	19,180	26.7%
	合計	449,957	415,095	3,188	31,674	92.3%
固定資産税	現年度分	419,593	413,102	7	6,484	98.5%
	滞納繰越分	50,633	18,883	9,245	22,505	37.3%
	合計	470,226	431,985	9,252	28,989	91.9%

3. 市税収納状況の過年度推移

近年の収納状況の推移は以下の通りである。

(表3)市税の収納状況の推移

(単位:千円、%)

	調定額	徴収額	不納欠損	未収額	徴収率		
					現年度	過年度	
平成12年度	1,233,042	1,114,058	11,565	107,419	90.4	98.1	8.8
平成13年度	1,197,130	1,087,085	23,338	86,707	90.8	98.5	12.5
平成14年度	1,162,435	1,067,298	11,989	83,148	91.8	98.4	9.6
平成15年度	1,065,971	972,502	7,816	85,653	91.2	98.3	7.4
平成16年度	1,054,527	973,783	7,699	73,045	92.3	98.7	20.5
平成17年度	1,017,455	946,721	8,256	62,478	93.0	98.8	18.1
平成18年度	1,019,187	938,942	12,686	67,559	92.1	97.7	6.2
平成19年度	1,160,211	1,061,799	5,409	93,003	91.5	96.6	8.9
平成20年度	1,094,203	1,009,387	14,475	70,341	92.2	97.7	33.9

近年における市税徴収率は90.4%~93.0%の間で推移している。その内訳として現年度分については96.6%~98.8%と小幅な変動であるが、過年度分については6.2%~33.9%と年度によって大きく変動している。上表でわかる通り、過年度滞納繰越額については徴収率が10%以下となっている年度が多く、現年度に回収できない額の多くは結局のところ不納欠損となっている。

平成19年度には現年度分の徴収率が最低の96.6%となっており、結果として年度末滞納額(未収額)が93百万円と、前年度68百万円から大きく増加した。その前年度は、夕張市の財政破たんが表面化し、市関連の事業を行っていた第3セクターの法人(栲石炭歴史村、夕張観光開発(株)、等)が破産や事業縮小に追い込まれており、固定資産税を中心に未収が発生したことが主な原因である。

平成19年度に行われた国の税源移譲(所得税から住民税)により個人住民税が従来の累進税率から一律の10%となった事も一因と考えられる(低所得者層にとっては、従来5%であった個人住民税が10%への負担増加となった)。

夕張市の1人当り課税所得を他団体(空知管内25市町村)と比較すると、夕張市は25団体中15位と、下位に属している。さらに、(表4)からも夕張市は低所得者層の割合が多い事が窺える。

(表4)夕張市における市民税課税標準額の分布

課税標準額	納税義務者数 (人)	全体に占める 割合(%)
10万円以下	272	6.3
10万円 超 100万円以下	2,424	55.8
100万円 超 200万円以下	1,123	25.9
200万円 超 300万円以下	249	5.7
300万円 超 400万円以下	134	3.1
400万円 超 550万円以下	101	2.3
550万円 超 700万円以下	15	0.3
700万円 超 1000万円以下	10	0.2
1000万円超	15	0.3
合計	4,343	100.0

課税標準額 100 万円以下が全体の 62%、200 万円以下で全体の 88%に達する。

4. 他市町村との徴収率比較

空知管内 25 市町村における徴収率の順位は以下の通りであり、夕張市は25市町村中、14位(現年度分16位、滞納繰越分1位)となっており、比較的下位に位置している。99%を超える団体もあり、税の公平性を考えれば一層の努力が必要である。なお、過年度分1位は上記2に記載した通り特別な事情によるものである。

(表5)市・町税徴収率の状況(平成20年度)

	徴収率(%)			順位		
	現年度分	過年度分	合計	現年度分	過年度分	合計
夕張市	97.7	33.9	92.2	16	1	14
岩見沢市	96.9	13.5	87.6	21	12	21
美唄市	96.8	10.0	84.6	22	19	24
芦別市	97.4	14.4	92.9	17	10	12
赤平市	98.0	11.8	90.0	12	14	18
三笠市	97.0	8.7	85.7	20	22	23
滝川市	96.5	13.8	87.7	23	11	20
砂川市	97.9	15.1	92.2	15	9	14
歌志内市	98.0	11.7	93.6	12	15	11
深川市	98.1	9.8	90.7	11	20	17
南幌町	98.0	18.0	92.4	12	5	13
奈井江町	98.6	9.1	93.7	9	21	10
上砂川町	97.1	15.3	85.9	19	7	22
由仁町	98.7	11.6	95.2	8	16	8
長沼町	98.6	22.9	94.4	9	4	9
栗山町	94.6	7.1	82.0	25	24	25
月形町	97.3	11.4	91.7	18	17	16
浦臼町	99.0	10.4	96.7	6	18	5
新十津川町	95.9	4.3	88.4	24	25	19
妹背牛町	99.3	12.2	95.5	3	13	7
秩父別町	98.9	29.3	98.5	7	2	2
雨竜町	99.6	15.3	97.7	2	7	3
北竜町	99.3	8.1	96.5	3	23	6
沼田町	99.9	23.5	98.7	1	3	1
幌加内町	99.1	17.2	97.6	5	6	4

(出典)「個人市道民税調定収入実績調」(空知支庁)

5. 市税の徴収に要する経費

夕張市における市税徴収に要する経費は以下の通りとなっている。市税収入の減少と共に職員数も減少しており、徴収部門である税務管財グループは総勢15名(平成21年10月末現在)であり、市税徴収に要する経費は平成21年度(見込)で総額31,436千円となっている。

(表6)市町村税の徴収に要する経費等

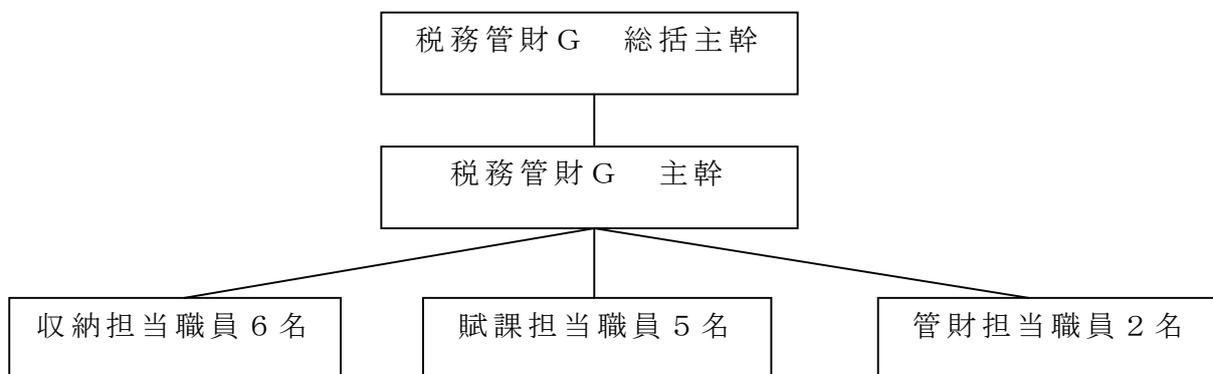
(単位:千円)

		平成20年度 (実績)	平成21年度 (見込)
市税収入額		1,009,387	879,520
人件費	基本給	13,060	11,924
	超過勤務手当	954	1,170
	その他手当	3,749	3,484
	共済組合負担金	3,593	3,638
	報酬	3,536	3,617
	その他	565	584
小計		25,457	24,417
需用費		1,426	1,837
その他		8,222	5,182
合計		35,105	31,436

(注)上記は「徴収」に要する経費のみであり、「賦課」に関するものは含まず。

市税徴収部門である税務管財グループ組織図は以下の通りである。

(表7) 税務管財グループ組織図(平成21年10月末時点)



6. 徴税費の道内他市との比較

市税徴収コストを道内他市と比較した結果は下表の通りである。徴税に要する費用を夕張市の人口で除した、1人あたり市税徴収コストは3,961円となっており、道内35市の中で上から9位である。他市との比較においては、低いコストで徴税活動が行われている。規模の小さい市町村における徴税は大都市に比べて、効率性で不利となる。そこで、少人口(5万人以下)の市のみで比較した場合は、夕張市は19市中の2位となり、低コストであることがより際立っている。

(表8)道内各市における徴税費(平成19年度)

順位	団体名	徴税費 (千円)	住基人口 (人)	人口1人あたり 徴税費(円)
1	千歳市	262,087	92,323	2,839
2	岩見沢市	296,981	91,915	3,231
3	江別市	404,657	123,012	3,290
4	北斗市	168,254	49,452	3,402
5	苫小牧市	645,951	173,502	3,723
6	函館市	1,102,425	287,691	3,832
7	釧路市	729,947	189,539	3,851
8	札幌市	7,393,234	1,880,138	3,932
9	夕張市	47,805	12,068	3,961
10	旭川市	1,434,284	356,203	4,027
11	室蘭市	395,320	96,724	4,087
12	帯広市	692,276	169,156	4,093
13	恵庭市	286,062	68,469	4,178
14	小樽市	585,685	137,693	4,254
15	稚内市	171,232	40,244	4,255
16	北見市	542,187	126,508	4,286
17	網走市	171,694	39,959	4,297
18	登別市	229,615	52,905	4,340
19	名寄市	136,222	30,920	4,406
20	富良野市	110,707	24,720	4,478
21	滝川市	198,868	44,394	4,480
22	北広島市	292,720	60,987	4,800
23	紋別市	128,511	25,678	5,005
24	美唄市	142,293	27,499	5,174
25	石狩市	320,369	61,367	5,221
26	砂川市	102,353	19,562	5,232
27	深川市	131,729	24,571	5,361
28	留萌市	143,884	26,017	5,530
29	芦別市	100,063	18,071	5,537
30	根室市	178,118	30,560	5,828
31	士別市	133,202	22,847	5,830
32	赤平市	86,599	13,716	6,314
33	三笠市	72,743	11,343	6,413
34	伊達市	251,068	37,279	6,735
35	歌志内市	39,819	4,922	8,090

(出典)「平成19年度地方財政状況調査」

7. 市税の納付方法について

市税の納付方法には、①口座振替、②集金(市職員による個別訪問による)及び③自主納付(各世帯に納付書を交付し、自発的に納付させる)がある。この内①口座振替は、納税者にとって納付忘れがなく、金融機関等へ出向く必要もないため、簡単で確実な納付方法であり、徴収事務の効率化が図られることから、以下のような取り組みを行い、口座振替制度への加入を推進しているところである。

＜主な口座振替制度加入促進策＞

- ①納付書裏面での文章啓蒙
- ②納付相談時等における口頭啓蒙
- ③市広報で啓蒙

現状、市税に関する口座振替の状況は次頁(表9)の通りとなっている。納税者数(件数)における口座振替の割合は、市民税24.9%、固定資産税49.0%、軽自動車税31.0%となっており、全体では33.5%となっている。全体では約3分の1が口座振替という状況である。

平成18年度以降、法人の破産、リストラにより特別徴収(雇用主である法人等が給与から源泉税を徴収し市に納付)だった納税者が自動的に普通徴収(自主納付)に切り替えとなったケースが多く発生したが、口座振替への移行を推奨したことにより加入率は微増している。

市では、「全体としては、毎年一定程度の加入申込はあるものの、死亡・転出等による課税対象者自体の自然減もあるため、今後も同程度の比率で推移していくと推察される。」としている。啓蒙活動の結果、今後口座振替割合がわずかでも高まって行く事を期待したい。

(表9) 納付方法における口座振替の割合

年度	市民税				固定資産税(都市計画税含む)			軽自動車税			合計延べ件数		
	納税義務者全数 ①	(内 普通徴収者数) ②	口座振替件数③ 及び率(③÷①)% (内 対普通徴収 ③÷②%)	課税 件数 ④	課税 件数 ④	口座振替 件数⑤ 及び率 (⑤÷④)	課税 件数 ⑥	課税 件数⑦ 及び率 (⑦÷⑥)	課税 延べ 件数 ⑧	課税 延べ 件数 ⑧	口座 振替 延べ 件数 ⑨	率(%) (⑨÷ ⑧)	
平成 18 年度	5,851	(3,508)	1,253 21.4% (35.7%)	3,198	1,600	50.0%	2,734	898	32.8%	11,783	3,751	31.8%	
平成 19 年度	5,494	(3,627)	1,284 23.4% (35.4%)	3,182	1,585	49.8%	2,645	883	33.4%	11,321	3,752	33.1%	
平成 20 年度	5,084	(3,238)	1,266 24.9% (39.1%)	3,157	1,541	48.8%	2,559	834	32.6%	10,800	3,641	33.7%	
平成 21 年度	4,891	(3,083)	1,219 24.9% (39.5%)	3,101	1,519	49.0%	2,543	789	31.0%	10,535	3,527	33.5%	

※課税件数・口座振替件数は、年度当初の件数を記載。

※市道民税の(内 普通徴収数)は、納税義務者全数より特別徴収納税者を差し引いた数(人数)

8. 市税滞納状況一覧表

次の表は平成20年度の市税滞納者の状況を市が取りまとめたものである。市では滞納額70,341千円の内、表中の「平成21年度内収納予定」10,470千円以外は一部を除き基本的に回収困難と考えている。

(表10)平成20年度 市税等滞納状況一覧

区分		該当者数 (人)	金額 (千円)	
個人	市内	1. 長期間継続的に滞納し、納める意思が希薄な者	13	1,113
		2. 納付誓約を誠意をもって履行しない者	29	5,748
		3. 納付誓約により、完納が難しいが一部履行中の者	83	7,774
		4. 生活困窮者、家族が多人数により完納できない者	109	9,234
		5. 生活保護受給者の者	3	315
		6. 裁判所へ破産手続き中の者	0	0
		7. 接触不能、居所不明、死亡等の者	16	401
		8. 平成21年度収納予定額	237	10,470
	市外	9. 長期間継続的に滞納し、納める意思が希薄な者	1	63
		10. 納付誓約を誠意をもって履行しない者	36	2,644
		11. 納付誓約により、完納が難しいが一部履行中の者	64	5,003
		12. 生活困窮者、家族が多人数により完納できない者	28	2,484
		13. 生活保護受給者の者	0	0
		14. 裁判所へ破産手続き中の者	1	10
		15. 接触不能、居所不明、死亡等の者	0	0
計		383	34,789	
法人	市内	16. 倒産(閉鎖)の事業者	14	2,970
		17. 営業不振の事業者	7	3,544
		18. 裁判所への破産手続き中の事業者	3	5,904
	市外	19. 倒産(閉鎖)の事業者	10	3,219
		20. 営業不振の事業者	0	0
		21. 裁判所への破産手続き中の事業者	2	6,519
計		36	22,156	
法人市民税		16	2,926	
合計		672	70,341	

上表から、市外に転居した者の滞納額は約2千万円となり全体の約3割を占める。また法人については大半が倒産(閉鎖)または破産手続き中であることがわかる。

9. 高額滞納者

以下は市税滞納額70,341千円(平成20年度)の内、金額上位10件のリストである。上位10件の合計額は22,617千円となり、全滞納額の3割超を占める。

(表11)市税滞納者金額上位10件

氏名／ 市内外	滞納額 (千円)			滞納整理状況
	市民税	固定資 産税	合計	
(株)A 市外	-	4,609	4,609	平成15年に破綻後、市の調査、対応が交付要求以外なされておらず状況把握がなされていない。今後、調査を行った後、税法上の適正な措置を検討中。
(有)B 市内	-	3,483	3,483	分割納付中 (年間72万円)
(株)C 市内	-	3,392	3,392	平成7年に破綻、交付要求を行った後の状況把握、税法上の措置がなされていない。長期間放置された案件で既に終結の可能性もあり回収の可能性は低いと思われるが、調査の後、税法上の適正な措置を検討中。
(株)D 市内	-	2,351	2,351	平成19年に破綻。破産手続により10,566千円を回収済。左記未収額については、適正に措置されており収益弁済が行われている。
E(株) 市内)	-	2,328	2,328	分割納付中(年間120万円)
(株)F 市外	-	1,909	1,909	平成17年破綻により交付要求を行っていたが、清算手続が終結していることが判明。回収は困難と思われ、税法上の措置を検討中。
個人G 市外	1,494	-	1,494	分割納付中(年間24万円)
個人H 市内	1,223	-	1,223	分割納付中 (年間12万円) 平成10年に実施した分納誓約は異例の長期間に渡るものであり、誓約時点での詳細内容も不明である。今後、誓約書を見直すなどの適正な措置を検討中。
(有)I 市内	-	1,141	1,141	休眠会社、納付なし。 現在、対策を検討中。
個人J 市内	-	680	680	分割納付中(年間16万円)
合計	2,717	19,893	22,610	

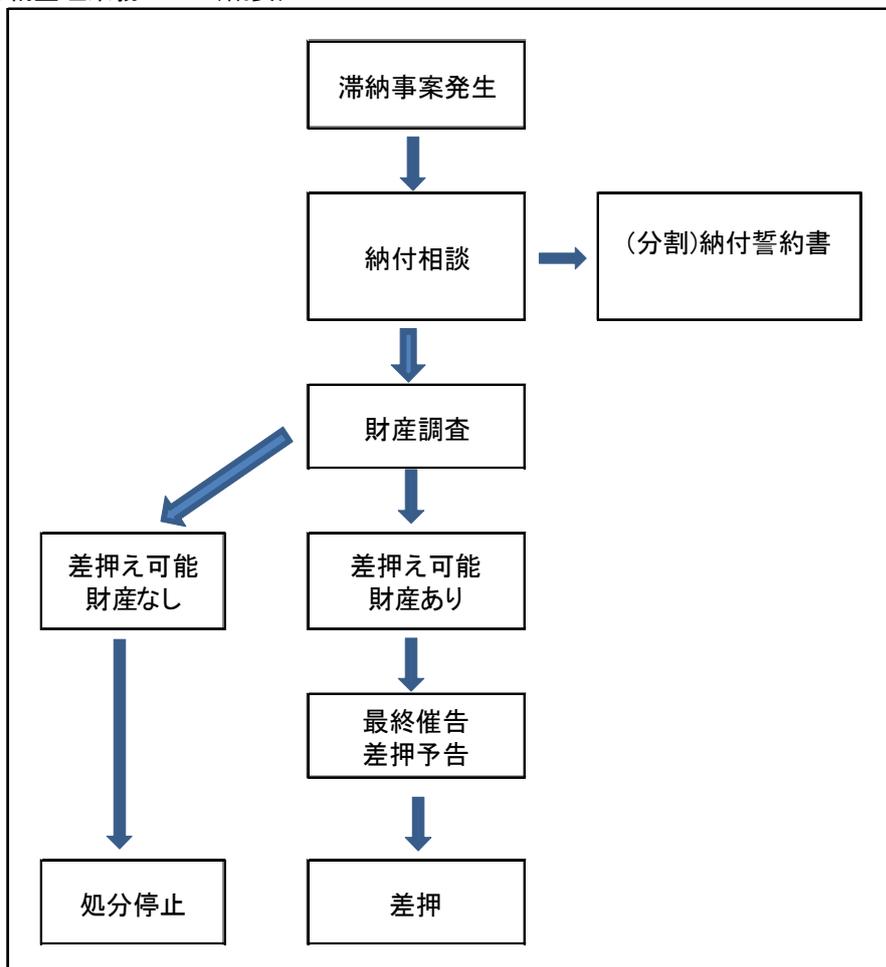
上表中の A,C,F については、適切な状況調査を行った後、回収可能性がないと判明した時点（過年度）で税法上の措置により作業を進めるべきであったものと思われる。

また、上記 10 件中 5 件については分納中になっているが、分納誓約書があるのは H のみであり、他の 4 件については書面がなく、口頭で金額を決定している。分納に関しては、分納誓約書を書面で交わすことが基本である。

10. 滞納整理

市の滞納整理に関する業務の流れは以下の通りとなっている。

滞納整理業務フロー（概要）



（説明）

- (1) 滞納が発生すると、まず、電話催告や臨戸訪問により滞納者との接触を図り、市の納税窓口（税務管財グループ）に呼び出すなど納付相談を行い、滞納の原因や今後の納付方法等について確認を行う。
- (2) 同時に支払計画を記載した納税誓約書を提出させる。

- (3)納付相談に応じない場合又は、上記(2)の支払計画不履行の場合、滞納者の財産調査を行う。
- (4)差押え可能財産が無い場合は処分停止、差押え財産がある場合は最終催告を行う。
- (5)最終催告に応じない場合、差押え実行となる。

1 1 . 差 押 え 実 績

最近3年間で市は計251件の差押えを行っており、その内訳は下表の通りである。この3年間においては毎年件数、金額とも増加している。平成19年度から20年度にかけて、差押え等に関するノウハウを有する道職員の短期併任協力を受けており、その効果も大きいようである。

差押えにあたっては財産調査が必要となるが、市では平成18年度までは全く行っていなかった。平成19年度から20年度にかけては、438件実施している。

(表12)差押の内容

(単位:円)

	H18		H19		H20	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国税還付金	61	2,422,628	56	1,879,267	76	1,666,049
預金	1	88,169	26	1,081,313	23	1,239,544
給与	1	46,000				
年金					3	1,753,500
自動車税還付金	2	31,400				
動産(鉄くず等)			1	182,322		
不動産(乗用車)			1	52,500		
合計	65	2,588,197	84	3,195,402	102	4,659,093

(説明)

- (1) 国税還付金については、平成19年度の税源移譲(所得税から住民税)が行われたことにより年金や給与の源泉所得税還付が減少しており、差押えの件数は増加しているが金額は逆に減少している。
- (2) 平成19年度からは預金及び年金の差押えを積極的に行っている。
- (3) 動産差押えについても平成19年度に試験的に行った。

Ⅲ 監査の結果(市税徴収事務)

1. 市税の調定事務及び収納事務の法令準拠性、公平性及び効率性

①市税滞納者については、納税窓口にて納付相談を行い、分納誓約書と共に今後の支払スケジュールを示した支払計画書を市担当者と滞納者が協議して作成しているが、当該スケジュールにおいては、収入から各種支払(クレジットローンや他の公共料金など)を行った後で残った資金を市税に充てるといったケースも見受けられる。市税の支払は、基本的に各種支払に優先するという認識が滞納者はもとより、市担当者にも若干欠如しているおそれがあり、市全体として再度確認する事が望まれる。

②税の公平という観点からは市税徴収率は100%が理想であるが、現実的には難しい。空知管内25市町村との徴収率を比較すると、夕張市は25市町村中、上から14位という位置にある。財政破たんし、歳入確保が厳しく要請される夕張市においてはより一層の努力が求められるところである。

③滞納者については、滞納者整理簿で個別管理が行われている。整理簿には催告、訪問及び実態調査の記録が時系列で記載されている。一方、滞納額の整理回収という観点からは有効な情報管理が行われていない。すなわち、市がまとめた「平成20年度 市税等滞納状況一覧」(表10)からは、「支払能力がありながら滞納している者」がどれだけいるのかが全く見えてこない。

有効かつ効率的な滞納整理作業のためには、上記回収整理簿(個別管理)、財産調査結果を基にした回収可能性の観点からの再分類及び集計が必要と考える。

④徴税に要するコスト(人口1人あたり市税徴収費)を道内35市で比較すると、夕張市は3,961円となり、35市中上から9位である。また、大都市に比べて効率性で不利となる人口5万人以下の市で比較した場合は19市中の2位となる。他団体との比較では徴税コストは低いと言える。

一方、上記指標では3千円台前半の団体が複数あり今後も効率的な徴税活動の継続が求められる。

2. 滞納増加の原因、その対策が適正に行われているか。

①市税の未収額については、近年特段増加しているわけではない。平成12年度に1億円を超えていた市税滞納額は平成20年度には7千万円まで減少している(表3)。平成19年度には滞納額が一時的に9千万円を超えたが、これは市の財政破たんに伴う第3セクター企業等の破たんによるものであり、その後の破産手続

きにより当該未収分は回収できている。

②市では平成18年度まで全く行っていなかった財産調査を平成19年度から20年度にかけて438件実施した。差押え件数も平成18年度の65件から平成19年度が84件、平成20年度が102件と増加している。差押えの内容も平成18年度までは主に所得税確定申告の還付金(捕捉が容易)が主であったが平成19年度からは預金や年金の差押えが増えている。空知支庁職員の短期併任協力による差押え実施にあたっての指導も効果があったという事であり、今後も可能であれば協力を要請すべきであろう。

市税滞納者については今後も徹底して財産調査を行い、差押え資産がある場合には機械的に差押え実施を推進して行くべきであろう。

③夕張市では、平成19年度に「市税等の特定滞納者等に対する特別措置について(案)」が作成された。これは、著しく誠実性を欠く滞納者については、何らかのペナルティを与える事が、納税意識の改革や滞納者の減少につながるものと考え、さらには納税義務を履行する市民の不公平感を解消できるものと判断し、「滞納者に対する特別措置(行政サービスの制限等)」について検討したものである。

現在、市営住宅の新規入居、公営住宅車庫貸付等の制限が既に実施されているが、滞納整理に大きな効果があるものではない。不服申し立てに対するガイドライン策定や諸法令との抵触についての調査など、上記案の実施にあたっては複雑な作業が必要となるが、現在の税務管財グループの体制ではマンパワーが不足し導入作業が中断している。

趣旨はもつともであり、将来的に導入を検討することが望まれる。

IV 監査の実施（市営住宅使用料徴収事務）

1. 市営住宅管理状況

夕張市における市営住宅の管理状況は以下の通りである。

（表1）市営住宅の管理状況

（平成21年3月現在）

	管理戸数	入居戸数	入居率
公営住宅	1,272	846	66.5%
改良住宅	1,772	1,055	59.5%
賃貸住宅	998	667	66.8%
合計	4,042	2,568	63.5%

（注）

公営住宅：生活安定のための住宅（補助率 1/2）

改良住宅：（市の事情による）移転や建替えのための住宅（補助率 2/3）

賃貸住宅：炭鉱会社から引き継いだ住宅、ダム用地移転住宅

2. 市営住宅使用料収納状況

近年の市営住宅使用料の収納状況は下表の通りとなっている。

（表2）住宅使用料の収納状況の推移

（単位：千円、%）

	調定額	収納額	不納欠損	未収額	収納率	
					現年度	過年度
平成12年度	990,951	738,999	6,309	245,643	74.6	94.6
平成13年度	1,001,152	733,998	7,590	259,564	73.3	95.1
平成14年度	1,006,318	720,142	10,054	276,122	71.6	94.5
平成15年度	1,022,230	713,323	17,266	291,641	69.8	94.0
平成16年度	1,022,610	702,887	3,279	316,444	68.7	94.3
平成17年度	1,033,854	681,492	18,235	334,127	65.9	93.4
平成18年度	1,027,148	657,548	4,010	365,590	64.0	93.1
平成19年度	1,012,670	610,050	6,524	396,096	60.2	92.6
平成20年度	1,021,271	586,902	9,284	425,085	57.5	92.2

収納率は年々一貫して下落しており、平成12年度の74.6%から平成20年度には57.5%にまで減少している。内訳としては現年度分が平成12年度の94.6%から

平成20年度には92.2%へ、過年度分については平成12年度6.4%から平成20年度2.6%にまで落ち込んでいる。

年間調定額の実に4割を超える額が未納となっており、平成20年度末の未納残高は425百万円と平成12年度の約2倍である。

市がまとめた滞納者の状況を以下に示す。

(表3)平成20年度 市営住宅滞納状況

		件数	金額 (千円)
市内	(1)長期(3年超)継続滞納	29	40,631
	(2)納付誓約不履行	64	67,739
	(3)完済困難だが一部履行中	210	158,159
	(4)生活困窮で完納困難	35	25,014
	(5)生活保護受給者	39	31,541
	(6)破産者	1	21
	(7)接触不能	58	26,229
小計		436	349,334
市外	(1)長期(3年超)継続滞納	6	13,604
	(2)納付誓約不履行	50	23,032
	(3)完済困難だが一部履行中	24	13,082
	(4)生活困窮で完納困難	8	4,182
	(5)生活保護受給者	9	9,459
	(6)破産者	0	0
	(7)接触不能	8	4,486
小計		105	67,845
(8)平成21年度内に完納予定		89	7,906
合計		630	425,085

滞納者の内、およそ16%(金額ベース)が既に(滞納したまま)市外に転出している。上表(3)の一部及び(8)を除いては、事実上ほとんどが回収困難である。

上記中の(8)が滞納者の内、完済予定の者であるが、滞納額全体の約2%に過ぎない。

3. 類似団体との収納率比較

市営住宅使用料の収納率について、夕張市と他の空知管内旧産炭地を比較した結果が以下の表である。

(表4) 市営住宅収納率の類似団体との比較

(単位：%)

団体名	区分	H17	H18	H19	H20
A市	現年度	98.3	98.7	98.8	99.1
	過年度	6.2	7.5	7.5	9.2
	計	73.7	74.5	76.6	79.2
B市	現年度	94.6	94.3	93.5	93.8
	過年度	17.7	24.9	28.2	32.1
	計	84.1	84.0	84.2	84.3
夕張市	現年度	93.4	93.1	92.6	92.2
	過年度	3.6	3.6	3.0	2.6
	計	65.9	64.0	60.2	57.5

A市においては、直近年度の現年度収納率が99%超という数値になっている。A市においては、厳しい目標管理に基づいて滞納整理について全市的な取り組みが行われているとの事である。

B市においては、現年度分の収納率は夕張市とそれほど差が無いが、過年度分の徴収にも力を入れており30%程度の収納率を確保している。

A市、B市ともに全体の収納率は80%程度であるのに対して夕張市は直近年度では60%を割り込む状況となっている。また、A市においては、過去に累積した大きな滞納があるのは夕張市と同じであるが、収納率は年々上昇している(H17年73.7%⇒H20年79.2%)のに対して夕張市は年々低下している(H17年65.9%⇒H20年57.5%)。

財政破たんした夕張市としては、類似団体等と比較しても最も効率的な行政運営が求められるところである。市では、再生計画策定に合わせて、現年度分収納率を今後毎年0.5%、10年後に今より5%改善することを目標として設定した。

4. 高額滞納者

直近時点(平成21年9月末)における滞納金額上位10件の内容は下表の通りである。

(表5)滞納者金額上位10件

	滞納者	滞納金額 (円)	滞納 月数	名称	滞納理由
1	A	5,805,300	220	入居中	収入不安定(支払意識低い)
2	B	4,741,580	234	入居中	収入不安定(支払意識低い)
3	C	4,356,560	142	退去	多重債務者(支払意識低い)
4	D	4,324,100	125	入居中	収入不安定(支払意識低い)
5	E	4,098,590	203	退去	多重債務者(支払意識低い)
6	F	4,083,700	181	入居中	自己破産者
7	G	3,962,817	185	退去	過年度に連絡なしで退去。
8	H	3,932,922	202	入居中	収入不安定(支払意識低い)
9	I	3,930,600	140	入居中	多重債務者
10	J	3,903,740	133	入居中	不明
	計	43,139,909			

上位10件の滞納額合計は4千万円を超え、滞納額全体の1割超を占める。滞納月数が2百か月を超えても、なお居住しているなど、一般的な常識とはかけ離れた状況となっている。

上記の滞納理由については、市が現状把握している限りでの情報である。本来であれば、本人の収入や債務の状況を把握した上で滞納整理の方策を検討すべきであるが、余りにも滞納者が多いため現状ではそこまでの対応が難しい状況のようであり、事実上、管理不能な状態と思われる。

次の表は当該滞納者の最近5年間の滞納額の推移である。

(表6)高額滞納者の支払状況

	氏名	滞納金額(円)					直近1年間の支払額(円)
		H18.03	H19.03	H20.03	H21.03	H21.09	
1	A	5,030,000	5,374,400	5,601,100	5,805,300	5,805,300	93,000
2	B	4,086,080	4,261,080	4,405,380	4,616,780	4,741,580	20,000
3	C	3,062,960	3,432,560	3,802,160	4,171,760	4,356,560	0
4	D	3,782,300	3,879,100	3,949,100	4,149,100	4,324,100	40,000
5	E	3,119,990	3,399,590	3,679,190	3,958,790	4,098,590	0
6	F	3,105,100	3,384,700	3,664,300	3,943,900	4,083,700	0
7	G	3,030,417	3,296,817	3,563,217	3,829,617	3,962,817	0
8	H	2,807,122	3,059,122	3,563,122	3,815,122	3,932,922	10,000
9	I	2,827,800	3,190,200	3,552,600	3,930,600	3,930,600	221,200
10	J	2,744,340	3,071,740	3,413,340	3,754,940	3,903,740	30,000
	計	33,596,109	36,349,309	39,193,509	41,975,909	43,139,909	414,200

上記10名の内、直近1年間で納付実績があるのは6名であり、他の4名については全く納付が無い状況である。納付額も約41万円であり、滞納金額の1%にも満たない。結果として当該10名のみでH18.03～H21.09の3年半の間に約1千万円もの滞納増加を招いている。

滞納が生じた場合等に備えて、本来は入居時に連帯保証人を付ける事になっているが上記10名について、連帯保証人の(保証)請書があるのは3件のみであり、他7件については入居時に入手していない。さらに実際に保証の履行請求が可能なのは1件のみである。

過去においては、ずさんな入居手続きが行われていた事が推察される。

5. 滞納整理事務手続

市の滞納整理事務手続については、「夕張市営住宅使用料滞納整理等事務処理要綱」(平成20年9月10日施行)に定められており、おおよその流れは以下の通りである。

1. 督促状の発送(納期限までに納付が無い場合)
- ↓
2. 催告書の発送(3か月滞納となった場合)
- ↓
3. 納付指導(電話、訪問又は呼び出し)、納付誓約書の提出
- ↓
4. 一斉催告(5か月滞納となった場合)、連帯保証人へ催告書の発送
- ↓
5. 最終催告書兼住宅明渡予告書の発送(法的措置候補者(*1))
- ↓
6. 停止条件付市営住宅使用取消通知(住宅明渡請求書)の発送
- ↓
7. 明渡訴訟
- ↓
8. 強制執行

(*1) 主に、以下のいずれかに該当する者

- (1) 滞納住宅使用料の額が300万円以上
- (2) 分割納付誓約を通算5か月不履行

上記1、2及び5の各発送件数は以下の通りである。

	H18年度	H19年度	H20年度
督促状	4,725	4,674	4,604
催告書	1,218	1,290	1,348
最終催告書	0	0	7

平成19年度までは対象者はいるが、最終催告書の発送実績は無い。

6. 平成20年度法的措置実行

平成20年10月に市は特定滞納者3名について法的措置対象者とし、停止条件付市営住宅使用取消通知(住宅明渡請求書)及び連帯債務履行請求書を送付した。

対象者は以下の通りである。

法的措置対象者	滞納額(円)	滞納月数	選定基準	連帯保証人
K	4,141,200	190	納付意欲の無い者	除外(死亡)
L	4,123,187	145	納付意欲の無い者	弟
M	3,316,400	167	居住しているが、納付指導に応じない者	除外(死亡、他)

上記3名について、その後の顛末は以下の通りである。

(1)K 訴訟に移行。建物明渡し及び滞納額全額支払の勝訴判決を得る。一方、本人は市外に転出。無職、無収入であり連帯保証人も無いため結局のところは回収困難。

(2)L 滞納金額全額につき、毎月約11万円を3年間(平成21年2月から平成23年12月まで)にわたり分割納付することで和解に至る。平成21年10月現在においてスケジュール通りの支払が行われている。

(3)M 訴訟に移行。建物明渡し及び滞納額全額支払の勝訴判決を得る。一方、本人は市外に転出。その後行方不明となり連帯保証人も無いため結局のところは回収困難。

上記3名は滞納者の中でも特に納付意識が低く、市営住宅の住民の間でも長期滞納者として象徴的な存在であったとの事である。今後、住民の納付意識高揚を図る上では真っ先に排除する必要がある、市では上記3件の顛末(2件退去、1件和解)は意義のあるものとしている。

「夕張市営住宅使用料滞納整理等事務処理要綱」においては、法的措置等の適用除外として以下の通り規定している。将来的には、高額滞納者で支払意志の無い者については、下記に該当しない限り順次、法的措置に移行していく必要がある。

(要綱から抜粋)

第14条 市長は、次の各号の一に該当する者は、第8条(一斉催告)、第10条(最

終催告書)、第12条(明渡請求)、第13条(訴訟提起)の規定は適用しないものとする。

なお、その後の調査等により、次の各号に該当しないこととなった者に対しては必要な手続きを行うものとする。

- (1)失業しているなど、生活に困窮している者。
- (2)破産手続中及び免責手続中にある者。
- (3)夕張市営住宅条例第17条の規定に基づき住宅使用料の減免又は徴収猶予を受けている者、若しくは、収入調査又は納入指導の結果、家賃の減免又は徴収猶予の適用が受けられると認めるとに至った者。(ただし、減免後家賃の納付を怠っている不誠実な者を除く。)
- (4)納入誓約書を提出し、計画的納入を実行している者
- (5)現に、生活保護法に基づく生活扶助を受けている者で、当該住宅費扶助相当額の納付を怠っていない者。

7. 平成21年度の法的措置について

平成21年度においては下記19件について、弁護士名で最終催告書を送付し、次いで17件の住宅使用取消通知書(住宅明渡請求書)を送付した。

	最終催告書 発送	住宅明渡請求書 発送	滞納金額	家賃 月数	納付 相談	摘要
1	○	○	1,029,400	113	×なし	
2	○	○	1,061,600	144	×なし	
3	○	○	1,066,000	215	×なし	
4	○	○	1,404,800	184	×なし	
5	○	○	1,913,600	95	○あり	
6	○	—	2,106,900	104	×なし	所在不明
7	○	○	2,069,000	95	×なし	
8	○	○	2,198,600	62	○あり	
9	○	○	2,201,300	73	×なし	
10	○	○	2,250,600	98	○あり	
11	○	○	2,263,500	107	×なし	
12	○	○	2,421,400	116	×なし	
13	○	—	2,718,800	78	○あり	退去済
14	○	○	2,722,076	90	○あり	
15	○	○	2,985,760	129	×なし	
16	○	○	3,093,200	93	×なし	
17	○	○	4,053,922	208	×なし	
18	○	○	4,223,500	187	○あり	
19	○	○	3,733,200	241	○あり	
合計			45,517,158			

(注)上表中の納付相談とは、最終催告書発送後の市税窓口への納税相談である。

V 監査の結果（市営住宅使用料徴収事務）

1. 使用料の調定事務及び収納事務が法令に準拠し、公平性が確保され、また、効率的に執行されているか。

市営住宅の収納率は平成20年度において57.5%という数値になっており、納付すべき額の4割以上が未納になっているという異常な状態である。内容を検討すると、滞納金額上位者は滞納月数が100か月を超える者が多数存在している。現行の滞納整理の事務手続上は5か月滞納すると法的措置に移行する事が予定されており、過去において事務手続きが不適切であったと判断する他無い。

平成20年度で見ると徴収率は現年度分が92.2%、過年度分についてはわずか2.6%という数値である。事実上、1年を超えた滞納額についてはほとんど回収されていない状態であり、徴収の公平性は著しく害されている。正しく納付している市民には不公平感が募っており、近年は滞納が滞納を呼ぶ悪循環となり、収納率は平成12年度から8年連続で下落している。

滞納整理とは、まず①滞納者に滞納額の支払計画書及び分納誓約書を提出させる、②支払計画書通りの支払が履行されない場合は退去を求める、というシンプルな作業のほずである。

今後は、滞納者に対しては定められた手続（「夕張市営住宅使用料滞納整理等事務処理要綱」（平成20年9月10日施行））に従い厳格な対応が必要と考える。

2. 滞納額増加の原因、その対策が適正に行われているか。

滞納額増加の原因は、第一に高額滞納者の存在である。平成20年度において滞納件数は630件（およそ400名）、総額4億2千5百万円になるが、その内金額上位10件（10人）だけで全体の金額の約1割を占めている。これら金額上位者の滞納月数はおよそ150～200か月超となっており、20年近く滞納している者もいる。これらに数十か月～100か月程度の滞納者が続く。このような長期滞納者が大量発生している原因は、滞納整理の事務手続きが長年にわたり放置されてきた事による。過去には炭鉱住宅を引き継いだといった特殊な事情はあったにしても、100か月もの家賃の滞納を正当化するものではない。

滞納額増加の原因の第二は連帯保証人に関する入居手続きの不備である。10年以上前の入居者については連帯保証人の保証請書を手入していないケースやあっても保証人が死亡している等、保証の効果が無いケースが多い。高額滞納者に対して法的措置に移行し、強制退去させたとしても、これら滞納者は資力の無い者が多く、訴訟費用等のコストも結局市が負担する事となるため、費用対効果という点でなかなか法的措置移行から強制退去という手続が取りにくく、滞納が増加する事になる。なお、現在では新規入居の際、連帯保証人の請書入手については厳格に行われている。

次に、今後の市がおこなうべき滞納増加への対策であるが、基本的には支払能力の無い滞納者には退去してもらうという事である。その際、滞納件数が630件と膨大であるため、本来の手續(滞納整理等事務処理要綱)に従い、機械的に粛々と処理する事が必要であろう。民間賃貸住宅では通常3カ月滞納で強制退去となる。市営住宅の福祉的役割を考慮しても事務処理要綱(5カ月で法的措置移行、強制退去)は妥当と考える。なお、夕張市の条例では3か月で法的措置移行が可能である。

また、滞納者の個別情報(滞納発生の経緯、交渉経過等を記載)を記載した滞納整理簿に関して、今後は回収可能性の観点からの区分及び集計が必要と思われる。現状では、「納付できるのに納付しない者」がどれだけいるのかが、整理簿の上では把握できない状況である。630件の滞納件数をまずは、滞納額完済に必要な収入又は資産がある者と無い者に区分する必要がある。前者には徹底した徴収を、後者には手續に沿って退去してもらう必要がある。

以上は高額滞納者の滞納整理であり、いわば滞納者リストにおける金額の「上から」の整理である。一方、新規滞納発生の防止も重要であり、この点に関しては、滞納の早期発見・新たな滞納発生の防止を目的として、11月から納付窓口・専任臨時職員を採用し、滞納1か月～数か月の初期滞納者(滞納者リストにおける「下から」)への対応をする事としている。

VI 監査の実施（施設使用料）

1. 使用料収入とコストの比較

夕張市直営の主要施設である文化スポーツセンター及び平和運動公園の使用料収入及び経費の状況は以下の通りである。

(表1)直営施設の収支状況(実績)

(単位:千円)

		H16	H17	H18	H19	H20
1. 文化スポーツセンター						
収入(利用料金)	A	3,758	4,015	5,488	5,503	4,838
支出	B	26,407	28,317	20,328	8,997	8,976
収支差額		△ 22,649	△ 24,302	△ 14,840	△ 3,494	△ 4,138
受益者負担率	A/B	14.2%	14.2%	27.0%	61.2%	53.9%
2. 平和運動公園						
収入(利用料金)	A	759	1,067	1,173	2,040	2,031
支出	B	25,238	25,952	27,891	6,153	6,766
収支差額		△ 24,479	△ 24,885	△ 26,718	△ 4,113	△ 4,735
受益者負担率	A/B	3.0%	4.1%	4.2%	33.2%	30.0%

(注)1. 文化スポーツセンターにはテニスコート施設を含む。

2. 市の正職員人件費は含まず。臨時職員分は含む。

文化スポーツセンターの支出に関して、平成18年度の20,328千円から平成19年度には8,997千円へ半分以下になっている。これは、外部への施設運営委託費を廃止し、市職員が直接管理運営に携わる方式に変更した事によるものである。

また、平和運動公園の支出額も平成18年度の27,891千円から平成19年度には6,153千円へ大幅に減少している。これは支出の内およそ2千万円程度を占める芝の管理を、従来の外部委託から市職員が直接管理する方式に変更した事によるものである。芝管理専任の臨時職員2名を採用しており、その人件費は平成19年度が732千円、平成20年度は1,585千円となっており、従来の外部委託費の10分の1以下である。

結果として平成18年度には2施設合わせて4千万円超の赤字が、平成19年度には8百万円程度に改善されている(正職員人件費は含まず)。

受益者負担率(受益者(=利用者)がコストをどの程度負担しているかを示す指標)を見ると、文化スポーツセンターについては、従来14%~27%程度であったものが平成19年度以降は50%以上に飛躍的に上昇した。平和運動公園についても従来3%~4%程度であったものが、平成19年度以降は30%程度と大幅に上昇している。これは上記のコスト削減と共に、下記2の利用料金的大幅アップの結果である。

2. 施設利用料金の推移

下表は代表的な施設の利用料金の推移である。平成 19 年度において財政再建計画に基づき利用料金の原則50%値上げを実施している。

(表2) 利用料金改定

	区分	～H11	H16.9	H19.4	摘要
文化スポーツセンター・メインアリーナ (1時間)	一般	1,000	1,200	1,800	H19.4 区分新設
	高校生以下			1,200	
平和運動公園・球技場 (1日)	一般	4,000	6,000	9,000	
	高校生以下	2,000	3,000	4,500	
テニスコート (1日)	一般	2,000	3,000	4,500	
	高校生以下	1,000	1,500	2,250	

3. ネーミングライツ導入検討

夕張市では、公衆トイレにネーミングライツを導入している。これらと同様に文化スポーツセンター及び平和運動公園にも導入し、歳入の確保に努める事が求められる。

Ⅶ. 監査の結果（施設使用料）

受益者負担率については、平成19年度を境に大幅に上昇し、文化スポーツセンターで50%超（従来は10～30%程度）、平和運動公園でも30%（従来は3～4%程度）近い数値となっている。これはコスト削減と共に利用料金収入の一律50%アップの結果である。料金設定については利用者の推移を見守りながら定期的に見直しの要否を検討すべきであろう。

文化スポーツセンター及び平和運動公園へのネーミングライツ導入を早期に検討すべきと考える。

以上

個別外部監査の結果に関する報告書

第二部

下水道事業会計の経営健全化について

平成21年11月

夕張市個別外部監査人

公認会計士 庄司正史

第二部 下水道事業会計の経営健全化について

目 次

	頁
I. 監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 監査を実施する理由	1
3. 監査の視点	1
4. 監査の期間	1
5. 監査担当者	1
6. 利害関係	1
II. 下水道事業会計の監査の実施	3
1. 下水道事業の概要	3
(1) 下水道事業の役割	3
(2) 下水道の種類	4
(3) 下水処理方式	4
(4) 下水道施設の概要	5
(5) 下水道事業の沿革	5
(6) 下水道事業に係る組織体制と人員数の推移	5
(7) 類似団体の下水道事業との比較	6
2. 下水道整備計画	9
(1) 下水道整備計画における留意事項	9
(2) 下水道整備計画の概要	9
(3) 下水道整備計画の妥当性	10
3. 下水道事業の財政状況	12
(1) 過去5年間の推移	12
(2) 過去の決算上の問題点	14
4. 下水道事業の経費削減状況	15
(1) 職員人件費の削減状況	15
(2) 委託料の削減状況	15
(3) 需用費の削減状況	17
(4) 工事請負費の削減状況	17
(5) その他の経費の削減状況	18
5. 下水道事業の使用料の適正性	19
(1) 適正な使用料の意義	19
(2) 下水道使用料の算定方法	19
(3) 使用料の適正性に対する説明の必要性	21
(4) 法適用のメリット	22
(5) 下水道事業における経費回収率の状況	24

	頁
6. 下水道事業会計の単年度収支均衡	27
(1) 水洗化率の向上	27
(2) 経費削減	27
(3) 適正な使用料の徴収	28
(4) 未納対応	29
7. 一般会計から下水道事業会計への繰出金	31
(1) 一般会計繰出金	31
(2) 一般会計からの繰出基準	31
(3) 基準内繰出金と基準外繰出金	32
(4) 過去5年間の繰出の状況	33
8. 下水道事業会計の累積欠損金の解消	35
(1) 累積欠損金解消の必要性	35
(2) 巨額の累積欠損金の発生原因	35
(3) 累積欠損金を解消するためには何をなすべきか	36
Ⅲ. 下水道事業会計の監査の結果	37
1. 下水道事業に独立採算が成立するか	37
2. 経営健全化に対する提言	38

I. 監査の概要

1. 監査の種類

地方公共団体の財政健全化に関する法律第26条第1項及び地方自治法第252条の41第1項の規定に基づく個別外部監査。

2. 監査を実施する理由

夕張市の下水道事業会計の資金不足比率(平成20年度決算で156.5%)は経営健全化基準(20%)以上であるため、下水道事業会計について経営健全化計画を定めなければならない。

経営健全化計画の内容は、資金不足比率が経営健全化基準(20%)以上となった要因の分析、計画期間、経営の健全化の基本方針、資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策、各年度の収入及び支出に関する計画、各年度の資金不足比率の見通し等である。

この経営健全化計画策定に際して、外部の専門家の視点を入れることによって、夕張市の下水道事業会計の経営健全化等に向けた課題を的確に把握する必要があることから、夕張市は下水道事業会計の経営健全化について個別外部監査を実施することとした。

3. 監査の視点

- (1) 多額の累積赤字を抱えるなど慢性的な赤字体質に陥った原因は何か。
- (2) 調定事務、収納事務が適正に実施されているか。
- (3) 施設維持管理にかかるコストは適正規模となっているか。
- (4) 経営改善に向けた方策は何か。

4. 監査の期間

平成21年9月30日から平成21年11月27日まで

5. 監査担当者

個別外部監査人 公認会計士 庄司正史

6. 利害関係

個別外部監査人は、個別外部監査のテーマにつき、地方自治法第252条の29に規定されている利害関係はない。

注：本報告書の金額表示について

本報告書に含まれる表の内訳金額について、端数処理（千円未満切捨）の関係で合計金額と一致しない場合がある。

<参考文献>

（１）下水道事業経営研究会 編集「下水道経営ハンドブック 第21次改定版（平成21年）」
ぎょうせい

（２）「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」報告書 平成18年年3月 総務省自治財政局 地域企業経営企画室

Ⅱ. 下水道事業会計の監査の実施

1. 下水道事業の概要

(1) 下水道事業の役割

下水道事業の役割として、以下の事項が挙げられる。

①生活環境の改善（汚水の排除）

a. 周辺環境の改善

市民の生活あるいは生産活動に伴って生ずる汚水が速やかに排除されず、住宅地周辺に滞留すると、悪臭や蚊・蠅の発生源となり、感染症の発生の可能性も増大する。下水道の整備により、汚水は速やかに排除され、周辺環境は向上する。

b. 便所の水洗化

くみとり式便所は非衛生的であり、臭気等が個々の家庭生活やその周辺に不快感を与えるなど好ましくない状態をもたらす。また、最近では、下水道は、それぞれの地域において都市的な便利で快適な生活を享受し、豊かさを実現できる地域づくりを実現するうえで欠くことができない施設と位置付けられており、若者の定住促進など地域振興の面からもその整備が重要になっている。

②浸水の排除（雨水の排除）

市内に降った雨水を速やかに排除し、浸水の防除を行うことも下水道事業の重要な役割の一つである。市街地の進行に伴い、緑地、空地等が減少し舗装が増加することにより、雨水の浸透及び貯留能力の減少等によって雨水流出量が著しく増大するため生ずる都市型水害への対応として下水道の整備が不可欠となっている。

③公共用水域の水質の保全

公共用水域の水質汚濁源としては、工場排水、生活排水等があげられる。工場排水は排水基準により規制されるが、生活排水は排水規制にはなじみ難く、下水道等の整備により汚濁負荷量を削減する以外にない。下水道は生活排水を中心とする汚水を管渠で終末処理場を集め、適切に処理するので、河川等公共用水域の水質汚濁防止に積極的な役割を果たしており、豊かな自然環境を保全するのに大きく寄与する。

(2) 下水道の種類

夕張市の下水道は公共下水道である。ここで、公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの（＝単独公共下水道）又は流域下水道に接続するもの（＝流域関連公共下水道）であり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう（下水道法第2条第3号）

(3) 下水処理方式

①昭和30年代までの下水道は、河川の下流部にある大都市を中心として、浸水防除と下水道の普及促進をテーマとしていたもので、雨水と汚水を同時に収集できる合流式下水道による整備が積極的に図られてきた。しかし、その後、昭和45年に水質汚濁防止法等の公害関係法の整備がされ、環境汚染に対する規制が国家政策的に強化された。その結果、公共用水域の環境基準を達成する必要から、未処理下水の河川等への直接流入を防ぐことが重要であることを踏まえ、分流式下水道による整備が進められた。

②夕張市は下水処理方式として分流式を採用している。分流式下水道と合流式下水道の特徴は、以下の通りである。

種類	特徴
分流式	・管が2系統になるので、狭い道路には施行が困難であり、污水管、雨水管を建設する場合は高価となる。
	・汚水は全て処理場で処理されるが、雨水はそのまま水域へ放流される。
	・誤接合（雨水管と污水管の接合）への注意が必要。
合流式	・管が1系統で済むので、地下埋設物との競合は少なく、施行安易で安価である。
	・管経が大きく管勾配が小さいので、管内に堆積し易い。雨による管内洗浄が行われる。
	・初期雨濁汚水を収集・処理することが可能である。遮集量を超える分は未処理で水域へ放流される。
	・汚濁物が水域へ流出し、水質汚濁・環境リスクのおそれがある。雨天時超流流水対策が必要。

分流式下水道は、雨水と汚水の処理を完全に分けて行うことから公共用水域の水質保全への効果が高く、合流式下水道に比べて公的な便益がより大きく認められる。

(4) 下水道施設の概要

①終末処理場

名称	夕張市平和浄化センター
所在	夕張市平和1番地51
敷地面積	1.5ヘクタール
水処理方式	オキシデーションディッチ方式
放流先	一級河川石狩川水系夕張川支流志幌加別川
通水開始	平成7年3月31日

②マンホールポンプ所(29ヶ所うち1ヶ所休止)

(5) 下水道事業の沿革

昭和63年	基本計画策定。
平成元年	夕張都市計画下水道、夕張公共下水道計画決定。 夕張市公共下水道事業計画認可(96ha)。
平成6年	夕張市公共下水道事業計画変更認可(236.7ha)。
平成10年	夕張市公共下水道事業計画変更認可(295.5ha)。
平成16年	夕張市公共下水道事業計画変更認可、排水区の統合・分割、幹線管渠断面変更。
平成19年	利用料金を1,470円から2,440円に改定。
平成21年	夕張市公共下水道事業計画変更認可、全体計画の見直し、計画人口の変更、計画汚水量の変更、計画放流水質の設定。

(6) 下水道事業に係る組織体制と人員数の推移

予算上は2名体制であるが、平成21年3月に職員1名が退職して平成21年9月時点では、1名体制である。また、人員数の推移は、下記の通りである。

年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
人員数	2	2	3	5	6	9	11	11	12	11

年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
人員数	11	10	8	7	5	5	4	3	3	2

(7) 類似団体の下水道事業との比較

指標		夕張市		美唄市	歌志内市	砂川市	赤平市	三笠市	芦別市	類型 平均	全国 平均
		平成18年度	平成19年度								
事業の概要	事業別普及率 (%)	27.8	27.5	68.2	99.0	92.4	78.9	81.4	82.3	-	-
	進捗率 (%)	49.8	83.8	73.8	83.8	64.5	55.2	61.5	87.0	42.3	60.8
	一般家庭用使用料 (円/月) (1ヶ月 20 m ³ あたり)	2,940	4,880	4,255	4,580	4,550	4,494	2,940	4,294	3,025	2,519
	処理区域内人口密度 (人/ha)	14	13	21	17	22	26	16	21	23	64
施設の効率性	施設利用率 (%)	38.2	32.3	0.0	0.0	0.0	0.0	47.3	0.0	35.9	64.3
	有収率 (%)	92.9	96.0	84.2	77.1	84.2	87.6	90.1	89.1	93.5	83.0
	水洗化率 (%)	82.5	83.3	92.9	89.0	96.7	80.3	79.0	85.4	60.2	93.1
経営の効率性	使用料単価 (円/m ³)	111.58	202.07	217.57	214.45	249.73	233.96	147.73	240.13	157.74	133.72
	汚水処理原価 (円/m ³)	538.12	340.26	503.18	1,268.23	313.85	782.43	484.00	241.32	425.06	164.64
	汚水処理原価 (維持管理費) (円/m ³)	214.62	168.58	75.52	78.77	78.28	96.49	158.63	84.84	196.75	65.36
	汚水処理原価 (資本費) (円/m ³)	468.8	171.7	427.7	1,189.5	235.6	685.9	325.4	156.5	228.3	99.3
	経費回収率 (%)	20.7	59.4	43.2	16.9	79.6	29.9	30.5	99.5	37.1	81.2
	経費回収率 (維持管理費) (%)	52.0	119.9	288.1	272.2	319.0	242.5	93.1	283.0	80.2	204.6
	処理区域内人口1人あたりの管理運営費 (汚水分) (円/人)	65,538	37,816	43,570	111,072	28,512	53,443	48,827	17,427	27,819	18,852
	処理区域内人口1人あたりの維持管理費 (汚水分) (円/人)	26,139	18,735	6,540	6,899	7,112	6,590	16,004	6,127	12,877	7,484
	処理区域内人口1人あたりの資本費 (汚水分) (円/人)	39,399	19,080	37,031	104,173	21,401	46,852	32,824	11,300	14,942	11,368
	職員1人あたりの処理区域内人口 (人/人)	1,173	1,110	2,344	2,436	4,527	2,169	2,313	2,490	1,053	3,103
	職員給与費対営業収益 (千円/千円)	0.43	0.17	0.07	0.08	0.04	0.06	0.19	0.06	0.23	0.09
財政状態の健全性	総収支比率 (%)	1,213.1	141.3	128.2	100.0	158.4	161.7	157.8	176.0	120.7	114.7
	経常収支比率 (%)	1,213.1	141.3	128.2	100.0	158.4	161.7	157.8	176.0	120.7	114.6
	事業別資金不足比率 (%)	2,360.6	1,499.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.3	5.9
	利子負担率 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	2.2	-
	自己資本構成比率 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	63.0	-
	固定資産対長期資本比率 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	96.2	-
	処理区域内人口1人あたりの地方債現在高 (千円/人)	591	601	860	680	372	487	717	439	704	295
	処理区域内人口1人あたりの基準外繰入金 (円/人)	1,305,664	6,287	16,691	32,903	4,065	6,101	0	1,304	11,095	4,298

(注)

1. 夕張市の下水道事業は、処理区域内人口5千人未満、有収水量密度2.5千 m^3 /ha未満、供用開始後年数5年以上15年未満の区分に属する。
2. 夕張市以外は全て平成19年度の数値を記載している。

指標名	算式
事業別普及率 (%)	現在処理区域内人口 (人) / 行政区域内人口 (人) $\times 100$
進捗率 (%)	現在処理区域面積 (ha) / 全体計画面積 (m^2) $\times 100$
一般家庭用使用料 (円/月) (1ヶ月 20 m^3 あたり)	該当なし。
処理区域内人口密度 (人/ha)	現在処理区域内人口 (人) / 現在処理区域面積 (ha)
施設利用率 (%)	現在晴天時平均処理水量 (m^3 /日) / 現在処理能力 (m^3 /日) $\times 100$
有収率 (%)	年間有収水量 (m^3) / 年間汚水処理水量 (m^3) $\times 100$
水洗化率 (%)	現在水洗便所設置済人口 (人) / 現在処理区域内人口 (人) $\times 100$
使用料単価 (円/ m^3)	使用料収入 (千円) / 年間有収水量 (m^3) $\times 1000$
汚水処理原価 (円/ m^3)	汚水処理費 (千円) / 年間有収水量 (m^3) $\times 1000$ ※汚水処理費 = 汚水に係る (維持管理費 + 資本費)
汚水処理原価 (維持管理費) (円/ m^3)	汚水処理費 (維持管理費) (千円) / 年間有収水量 (m^3) $\times 1000$ ※汚水処理費 (維持管理費) = 汚水に係る (管渠費 + ポンプ場費 + 処理場費 + その他)
汚水処理原価 (資本費) (円/ m^3)	汚水処理費 (資本費) (千円) / 年間有収水量 (m^3) $\times 1000$ ※法適用: 汚水処理費 (資本費) = 汚水に係る (企業債利息 + 減価償却費) 法非適用: 汚水処理費 (資本費) = 汚水に係る (地方債等利息 + 地方債償還金)
経費回収率 (%)	使用料収入 (千円) / 汚水処理費 (千円) $\times 100$
経費回収率 (維持管理費) (%)	使用料収入 (千円) / 汚水処理費 (維持管理費) (千円) $\times 100$
処理区域内人口 1 人あたりの管理運営費 (汚水分) (円/人)	管理運営費 (汚水分) (千円) / 現在処理区域内人口 (人) $\times 1000$
処理区域内人口 1 人あたりの維持管理費 (汚水分) (円/人)	維持管理費 (汚水分) (千円) / 現在処理区域内人口 (人) $\times 1000$
処理区域内人口 1 人あたりの資本費 (汚水分) (円/人)	資本費 (汚水分) (千円) / 現在処理区域内人口 (人) $\times 1000$
職員 1 人あたりの処理区域内人口 (人/人)	現在処理区域内人口 (人) / 職員数 (人)
職員給与費対営業収益 (千円/千円)	職員給与費 (千円) / (営業収益 (千円) - 受託工事収益 (千円))
総収支比率 (%)	総収益 (千円) / 総費用 (千円) $\times 100$
経常収支比率 (%)	経常収益 (千円) / 経常費用 (千円) $\times 100$
事業別資金不足比率 (%)	資金不足額 (千円) / (営業収益 (千円) - 受託工事収益 (千円)) $\times 100$
利子負担率 (%)	(支払利息 (千円) + 企業債取扱諸費 (千円)) / (企業債 (千円) + 他会計借入金 (千円) + 剰余金 (千円)) $\times 100$

指標名	算式
自己資本構成比率 (%)	$(\text{自己資本金 (千円)} + \text{剰余金 (千円)}) / \text{負債・資本合計 (千円)} \times 100$
固定資産対長期資本比率 (%)	$\text{固定資産 (千円)} / (\text{固定負債 (千円)} + \text{資本金 (千円)} + \text{剰余金 (千円)}) \times 100$
処理区域内人口 1 人あたりの地方債 現在高 (千円/人)	$\text{地方債現在高 (千円)} / \text{現在処理区域内人口 (人)}$
処理区域内人口 1 人あたりの基準外 繰入金 (円/人)	$\text{基準外繰入金 (千円)} / \text{現在処理区域内人口 (人)} \times 1000$

2. 下水道整備計画

(1) 下水道整備計画における留意事項

①下水道事業は、社会資本という公共性を有する一方で、公営企業として受益者からの料金負担によって独立採算を維持することが求められており、効率的な経営によって住民福祉に寄与すべきことから、施設整備については経済性を追求する必要がある。

②下水道事業の整備には長期の建設期間と多額の投資を必要とすることから、計画的に整備する必要がある。また、処理施設の選択に当たっては、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽など多様な処理施設の中から地域の特性に合った最も効率的なものを選択する必要がある。

③中小市町村の場合、一般に人口密度が低く平坦地の割合も低いことが多いことから、建設投資効果が低くなることが予想される。また、事業主体となる市町村の財政規模も小さい。このため、より経済的な施設を整備する必要がある。

④中小市町村の場合、処理人口規模が小さいので、十分な処理水質、耐久性等が確保されることを前提として、より簡易な施設整備の可能性についても十分留意し、過大な設備投資を回避する必要がある。

(2) 下水道整備計画の概要

①計画区域

夕張市街地は、夕張川及びその支流流域の丘陵傾斜地に帯状に形成され、各炭鉱業所を中心として発展した経緯から8地区（随北、清水沢、沼の沢、真谷地、紅葉山、登川、南部、鹿島）に分散している。

夕張市は、このような地形条件を考慮し、下水道事業を各地区共同で処理した場合と各地区別に単独で処理した場合とを比較検討した上で、各地区共同で処理した方が経済的となるが、第8次石炭政策のなかで炭鉱閉山による鉱業就業者の急激な減少が予想されるといふ当時の事情を勘案し、先行投資の抑制、事業の早期実現等に重点を置き、各地区単独で処理するという結論に達した。

また、下水道計画については、市街地の将来の動向を見極めることとし、下水道整備を早期に必要とする随北地区のみ計画するものとした。

随北地区を計画区域として選択したのは、同地区が、石炭の歴史村公園、レースイスキー場等観光レクリエーション基地づくりを進めていた地区であるとともに、市役所をはじめとする官公庁施設あるいは商店街などが所在し、夕張市の中心市街地として位置づけられていたからである。

②計画人口

夕張市は産業別の積み上げ方法により人口を推計した。そして、観光産業とその波及効果による産業の振興などを前提に、昭和60年31,665人に対して、平成7年には36,000人、平成17年には55,000人と将来の計画人口を推計した。

③下水道計画区域人口

上記の総人口55,000人に基づき、各地区の地形条件、産業形態また将来の振興計画（各種プロジェクト）を考慮し、平成17年の下水道計画人口を随北地区の14,500人と推計した。

④観光人口

昭和50年代初めの観光人口が40万人程度であったものが、昭和59年には168万人に飛躍したことから、夕張市は、地域振興策として建設した「石炭の歴史村公園」（昭和55年開設）に成果があったものと判断した。そして、その後も地域振興の一環として総合的なレクリエーション地の開発を進めていった。

また、下水道整備計画時において、平成17年には整備地区である随北地区に、石炭の歴史村第2期計画（投資予想額100億円）、サンタクロースビレッジ計画（投資予想額200億円）、レースイリゾート再開発計画（投資予想額150億円）、夕張バイオ園芸コンビナート（投資予想額30億円）という観光施設の建設（投資予想額の総額480億円）を想定していた。

夕張市は、平成17年の観光人口を、上記の観光計画の投資額、規模等と従来の観光入込客の実績から年間入込客数2,000,000人、宿泊客数2,000人、ピーク入込客数14,000人、ピーク日帰り客数12,000人と推計した。

（3）下水道整備計画の妥当性

①過去5年間の処理区域内定住人口、観光入込客数及び使用料収入の推移は、以下の通りである。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
処理区域内定住人口（人）	3,867	3,752	3,520	3,329	3,209
観光入込客数（人）	1,522,852	1,468,670	1,133,016	1,151,754	704,582
使用料収入（千円）	64,424	62,110	57,454	86,067	84,602

（注）夕張市は、平成19年度に使用料を1,470円から2,440円に値上げしている。

現状において、処理区域内定住人口の減少及び観光入込客数の減少に伴い使用料収入が減少しているといえる。

②夕張市は、下水道事業の整備に際して、事業の経済性・効率性よりも観光産業とその波及効果による産業の振興を優先していたが、下水道事業の公共的な役割（生活環境の改善、浸水の防除、公共的水域の水質の保全）や下水道事業が公営企業として独立採算を求められる

ことを考慮すると、事業の経済性・効率性を軽視した夕張市の当時の判断は妥当とはいえないものとする。

また、夕張市の人口、計画区域である随北地区の人口、観光入込客数のいずれもが計画時のものと著しく乖離しており、今後、大幅な増加を見込むことはできないことから、結果として公共下水道事業は現在の夕張市にとって過大な設備投資であるとともに、公営企業としての独立採算の達成の可能性も極めて低いものとする。

③事業の概要に関する類似団体との比較

指標	夕張市		美唄市	歌志内市	砂川市	赤平市	三笠市	芦別市	類型 平均	全国 平均
	平成 18 年度	平成 19 年度								
事業別普及率 (%)	27.8	27.5	68.2	99.0	92.4	78.9	81.4	82.3	-	-
進捗率 (%)	49.8	83.8	73.8	83.8	64.5	55.2	61.5	87.0	42.3	60.8
一般家庭使用料 (円/月) (1ヶ月 20 m ³ あたり)	2,940	4,880	4,255	4,580	4,550	4,494	2,940	4,294	3,025	2,519
処理区域内人口密度 (人/ha)	14	13	21	17	22	26	16	21	23	64

夕張市の下水道事業は、事業普及率が著しく低く、処理区域内人口密度も少ないため、事業の効率性が低くなる。このため、既に整備した施設を維持するための管理費は一定額発生するが、それを賄うだけの使用料収入を確保することができない状況にある。

3. 下水道事業の財政状況

(1) 過去5年間の推移

(金額単位：千円)

歳入

科目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
(1) 分担金及び負担金	34,458	23,738	18,307	9,275	6,792
受益者負担金	18,877	4,708	-	-	-
受益者負担金滞納繰越分	-	2,887	2,165	1,074	294
一般会計負担金	15,581	16,142	16,142	8,200	6,497
(2) 使用料及び手数料	64,424	62,110	57,454	86,067	84,602
下水道使用料	60,675	58,157	53,651	78,616	71,366
下水道使用料滞納繰越分	3,748	3,952	3,802	7,450	13,235
(3) 繰入金	-	-	1,813,794	117,118	123,594
一般会計繰入金	-	-	1,813,794	117,118	123,594
(4) 国庫支出金	19,000	13,000	-	-	-
公共下水道事業費補助金	19,000	13,000	-	-	-
(5) 繰越金	774	898	-	-	-
繰越金	774	898	-	-	-
(6) 諸収入	2,578,949	2,777,854	2,769,253	-	39
歳計現金預金利息	0	0	2	-	-
償還金	1,400	500	500	-	-
一般会計借入金	2,576,000	2,766,000	2,766,000	-	-
雑入	1,549	11,354	2,751	-	39
(7) 市債	63,400	151,700	102,700	143,500	94,400
公共下水道事業債	63,400	151,700	102,700	95,900	72,500
建設債	20,100	13,200	-	-	-
平準化債	43,300	138,500	102,700	95,900	72,500
繰上償還債	-	-	-	47,600	21,900
合計 (A)	2,761,006	3,029,302	4,761,509	355,960	309,428

歳出

科目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
(1) 公共下水道費	147,041	130,213	75,984	62,311	60,533
総務費	45,276	39,671	24,712	21,628	15,247
運営費	59,406	51,898	44,343	40,683	42,633
建設費	42,357	38,643	6,928	-	2,651
(2) 公債費	307,179	316,234	271,585	281,290	227,649

科目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
起債元金	233,820	219,364	187,133	175,816	151,189
起債元金繰上償還	-	-	-	47,922	21,981
起債利子	70,362	64,230	60,991	57,491	54,206
一時借入金利子	2,997	32,640	23,459	59	272
(3) 諸支出金	2,299,000	2,576,000	2,766,000	-	-
一般会計借入金償還金	2,299,000	2,576,000	2,766,000	-	-
(4) 繰上充用金	-	-	2,765,388	1,129,199	1,129,199
前年度繰上充用金	-	-	2,765,388	1,129,199	1,129,199
合計 (B)	2,753,220	3,022,448	5,878,957	1,472,802	1,417,382
差引 (A) - (B)	7,785	6,854	-1,117,447	-1,116,841	-1,107,371

①夕張市は平成4年度から不適正な会計処理（いわゆる「ジャンプ方式」と呼ばれる一時借入金と出納整理期間を利用した会計間操作）を行っていたが、平成18年度の財政再建団体申請に伴い、当該処理をやめた。その結果、会計年度経過後、当該会計年度の歳入が歳出に不足する場合に翌年度の歳入を繰り上げて当該年度の歳入に充てる処理を行っている（平成18年度における前年度繰上充用金2,765,388千円）。

②平成20年度決算において累積欠損金が1,107,371千円発生している。

③上記の歳入、歳出を収益的収支と資本的収支に分解すると、以下のようになる。

（金額単位：千円）

項目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
収益的収入 (A)	63,065	59,660	1,862,133	169,366	174,129
利用料収入	60,425	58,205	47,836	75,340	64,219
一般会計繰入金	1,239	955	1,813,794	94,026	109,870
その他	1,401	500	503	-	40
収益的支出 (B)	170,689	178,776	153,507	119,862	112,360
維持管理費	97,330	81,906	68,962	58,056	55,530
職員給与費	30,993	25,442	20,477	12,888	7,637
その他	66,337	56,464	48,485	45,168	47,893
資本費	73,359	96,870	84,545	61,806	56,830
支払利息	73,359	96,870	84,451	57,552	54,478
その他	0	0	94	4,254	2,352
収益的収支差引 (C) = (A) - (B)	-107,624	-119,116	1,708,626	49,504	61,769
資本的収入 (D)	2,690,280	196,502	2,887,625	135,536	77,253
地方債	63,400	151,700	102,700	104,800	57,600
一般会計繰入金	14,342	15,187	16,142	30,714	19,649
一般会計借入金	2,576,000	-	2,766,000	-	-
国庫補助金	19,000	13,000	-	-	-

項目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
工事負担金	17, 113	16, 096	2, 783	22	4
その他	425	519	-	-	-
資本的支出(E)	2, 582, 532	2, 843, 672	2, 960, 063	223, 740	175, 822
建設改良費	49, 711	48, 308	6, 929	-	2, 652
地方債償還金	233, 821	219, 364	187, 134	223, 740	173, 170
一般会計借入金償還金	2, 299, 000	2, 576, 000	2, 766, 000	-	-
資本的収支差引(F)=(D)-(E)	107, 748	-2, 647, 170	-72, 438	-88, 204	-98, 569
収支再差引(C)-(F)	124	-2, 766, 286	1, 636, 188	-38, 700	-36, 800

④平成17年度、平成19年度、平成20年度の収支がマイナスとなっている。

⑤以上から、夕張市の下水道事業会計においては、累積欠損金の解消と単年度収支の均衡が課題となると考える。

(2) 過去の決算上の問題点

①平成4年度から不適正な会計処理（いわゆる「ジャンプ方式」と呼ばれる一時借入金と出納整理期間を利用した会計間操作）が行われており、下水道事業会計の決算の正確性が失われていた。

具体的には、平成16年度の一般会計借入金2,576,000千円（歳入）と平成17年度の一般会計借入金償還金2,576,000千円（歳出）、平成17年度の一般会計借入金2,766,000千円（歳入）と平成18年度の一般会計借入金償還金2,766,000千円（歳出）が、年度をまたがる会計間の貸付・償還である。

②一般会計が下水道事業会計に貸付を行うことにより、一般会計に収支不足が生じるが、当該年度の出納整理期間（4～5月）中に、下水道事業会計の次年度予算から一般会計へ貸付金の償還を行うことにより収支は均衡する。一方、下水道事業会計が貸付金の償還を行ったことによる収支不足は、翌年度の一般会計からの貸付金により収支は均衡する。これら貸付金の資金手当には金融機関からの一時借入金が充てられている。こうした年度をまたがる会計間の貸付・償還という手法は、夕張市において長年にわたって行われてきた。この結果、下水道事業会計の実質的な赤字が発見しにくくなり、多額の赤字が累積した。会計年度独立の原則に反するこのような会計間操作をチェックできなかった当時の議会や監査委員の責任は重大である。

③平成4年度以降、一般会計からの基準内繰出金の繰出不足があり、平成18年度の決算で当該繰出不足（1,813,794千円）を解消した。

4. 下水道事業の経費削減状況

(1) 職員人件費の削減状況

(金額単位：千円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総務費内訳	給料	20,366	18,233	12,329	8,136	4,854
	職員手当等	11,158	10,382	4,598	2,587	1,473
	共済費	6,043	5,513	3,551	2,165	1,309
	計	37,568	34,129	20,479	12,890	7,637
建設費内訳	給料	1,124	-	-	-	-
	職員手当等	19	-	-	-	-
	共済費	175	-	-	-	-
	計	1,319	-	-	-	-
合計		38,877	34,129	20,479	12,890	7,637
人員数		5	4	3	3	2
職員1人当たり人件費		7,777	8,532	6,826	4,296	3,818

人員削減により職員人件費も削減されている。現状において、職員人件費に追加的な削減の余地はないものとする。

(2) 委託料の削減状況

(金額単位：千円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総務費内訳	下水道使用料収納業務等委託料 * 1	5,142	4,187	3,998	4,164	4,950
	下水道料金システム保守委託料	-	-	-	189	189
	計	5,142	4,187	3,998	4,353	5,139
運営費内訳	浄化センター等管理委託料 * 2	22,869	22,995	23,520	24,360	-
	施設運転維持管理業務委託料 * 3	-	-	-	-	34,539
	管渠保守点検委託料 * 4	7,119	1,921	-	-	-
	汚泥処理委託料 * 5	5,672	5,952	6,510	5,385	5,307
	水質検査委託料 * 6	1,240	1,240	1,330	30	-
	除雪委託料	245	238	-	-	-
	電気設備保守点検委託料	198	209	209	209	209
	下水道料金システムソフト保守委託料	189	189	189	-	-
	自動火災報知設備保守点検委託料	99	99	99	93	93

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	清掃委託料	76	76	-	-	-
	計	37,710	32,922	31,858	30,078	40,150
建設費内訳	設計委託料 * 7	14,542	-	-	-	-
	公共下水道認可更新業務委託料 * 8	-	-	-	-	2,583
	計	14,542	-	-	-	2,583
合計		57,394	37,109	35,856	34,431	47,872

* 1 ; 市は下水道使用料の収納業務を市の水道会計に委託している。

* 2 ; 市は平和浄化センターの管理運営を民間業者に委託している。

* 3 ; 従来の平和浄化センターの運転管理・維持管理業務に各種のユーティリティの調達・管理を加えた包括的な民間委託の導入により一層の経費削減を図るため、市は、平成20年度から、上記の平和浄化センターの管理運営に関する業務委託契約を包括委託契約とした。当該包括委託契約の契約期間は平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間である。

(金額単位：千円)

		平成19年度	平成20年度
運営費内訳	浄化センター等管理委託料	24,360	-
	消耗品費 (需用費内訳)	209	-
	燃料費 (需用費内訳)	176	-
	光熱水費 (需用費内訳)	7,443	-
	薬品費 (需用費内訳)	686	-
	通信運搬費 (役務費内訳)	1,099	-
	施設運転維持管理業務委託料	-	34,539
	計	33,976	34,539

経費削減効果があったとは認められないが、複数年契約のため、残りの契約期間における追加的な削減の余地はない。今後、委託料の積算方法を改善する必要がある。

* 4 ; 管渠保守点検委託は平成17年度で取りやめた。

* 5 ; 市は汚泥処理及び運搬を民間業者に委託している。

* 6 ; 水質検査委託料は平成19年度から浄化センター等管理委託料に含まれている。

* 7 ; 平成16年度に新規の雨水管渠工事に関する設計委託料が発生した。

* 8 ; 平成20年度に下水道事業の認可更新事務に関する業務委託料が発生した。

(3) 需用費の削減状況

(金額単位：千円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
運営費内訳	消耗品費	407	636	470	209	-
	燃料費	199	168	136	176	-
	光熱水費	8,020	7,583	7,777	7,443	-
	修繕料	7,686	6,634	1,197	940	2,442
	薬品費	1,402	993	1,075	686	-
	計	17,716	16,015	10,657	9,456	2,442
建設費内訳	消耗品費	329	455	30	-	-
	燃料費	113	164	177	-	-
	印刷製本費	1	-	-	-	-
	修繕料	49	100	243	-	-
	計	493	720	451	-	-
合計		18,210	16,736	11,108	9,456	2,442

従来の平和浄化センターの運転管理・維持管理業務に各種のユーティリティの調達・管理を加えた包括的な民間委託の導入により一層の経費削減を図るため、市は、平成20年度から、上記の平和浄化センターの管理運営に関する業務委託契約を包括委託契約とした。これに伴い、運営費内訳の需用費は修繕料を除き発生しなくなった。

(4) 工事請負費の削減状況

(金額単位：千円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
運営費内訳	公共汚水ます設置工事	777	976	-	-	-
	管渠補修工事	472	-	-	-	-
	計	1,249	976	-	-	-
建設費内訳	区間道路管渠布設工事	3,234	2,961	-	-	-
	雨水排水工事	21,504	24,354	-	-	-
	圧送管布設工事	-	8,925	-	-	-
	受電柱移設工事	1,123	577	-	-	-
	公共汚水ます設置工事	-	-	2,751	-	-
	オートキャンプ場下水道整備工事	-	-	2,887	-	-
	計	25,861	36,818	5,638	-	-
合計		27,111	37,794	5,638	-	-

平成19年度以降、新規工事は行っていない。

(5) その他の経費の削減状況

平成19年度と平成20年度において、利率5%以上の公債について公的資金補償金免除繰上償還により金利を25,294千円削減した。

以上から、現状、経費（特に維持管理費）に関して大幅な削減の余地はないものと判断する。

5. 下水道事業の使用料の適正性

(1) 適正な使用料の意義

①下水道使用料は、「能率的な管理の下における適正な原価を超えないものであること」（下水道法第20条第2項第2号）とされている。

②「水道事業が公益事業としてなすべき正常な努力を行ったうえで必要な営業上の費用に、健全な経営を維持するために必要な資本費用（事業報酬）を含むものとする。」（水道法における適正な原価）

③「原価とは、施設の償却費、維持管理費、支払利息その他の費用のほか、適正な利潤及び地方公共団体の場合には、施設の建設のため発行された企業債の償還をも考慮して定められることとなる。」（工業用水道事業法における原価）

④②③に共通するのは、公共事業の料金は、単に原価を償うだけでは十分なものではなく、企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないという考え方である。下水道法第20条にいう「原価」の意味は必ずしも明確ではないが、料金についての公益事業全体に共通する考え方を前提とするならば、水道法や工業用水道事業法に定める原価と同義と考える。

(2) 下水道使用料の算定方法

①経費の負担区分

原則として雨水に係る経費は公費で汚水に係る経費は私費で負担する。

②使用料対象経費の算定

a. 基本原則

下水道の使用料は、過去の実績及び社会経済情勢の推移を踏まえた合理的な排水需要予測並びにそれに対応する事業計画を前提とし、能率的な管理の下における適正な経費に下水道事業の健全な運営を確保するために必要とされた経費を加えた額に基づき算定する。

b. 財政計画期間

財政計画期間は、下水道使用料の算定のために使用料対象経費を積算する期間的範囲である。下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金であることから、出来るだけ安定性を保つことが望まれる半面、あまりに長期にわたりその期間を設定することは、予測の確実性を失う。従って、財政計画期間は一般的に2～4年が適当であるが、地方公共団体の実情によっては、これと異なる期間を設定することも考えられる。

c. 排水需要の予測

排水需要の予測は、汚水量と雨水量について行う。排水需要は、財政計画期間における業務量を規定するとともに、特に汚水量については、使用料の算定基礎となるものであることから、施設の建設計画を踏まえて過去の実績、地域の特性、社会経済の動向等を十分に勘案して適正に予測されなければならない。また、使用料対象水量の予測に当たっては、使用料体系による水使用の態様への考慮することが適当である。

d. 事業計画

・施設建設計画

施設建設計画は、長期的な施設計画を踏まえた財政計画期間における施設の建設及び改築計画で、整備すべき施設の規模及び普及率等の事業効果と、そのために調達すべき財源を示す。建設計画は、長期的な排水需要の予測に基づくとともに、将来における施設の効率的な管理を前提に策定されなければならない。

・施設管理計画

施設管理計画は、財政計画期間における下水道施設管理に係る業務量とそれに要する経費を示す。業務量は、管渠の管理延長、ポンプ揚水量、処理水量、汚泥処理量等により表示する。管理計画は、適正かつ効率的な施設の管理及び運営を前提に策定されなければならない。

・職員配置計画

職員配置計画は、財政計画期間における効率的な事業運営を図るための組織の構成及び職員の配置を示す。配置計画は、適正かつ効率的な事業運営を基盤に長期的な経営及び組織計画を踏まえて策定されなければならない。

・事業計画の策定に際しては、適正かつ効率的な施設の管理、運営を前提に民間委託の活用等による事業目的の達成と、それに伴う経済性等についても十分に勘案する必要がある。

e. 維持管理費の推計

・人件費

人件費は、給料、手当、法定福利費、報酬、賃金及び退職給与金の合計額とし、過去の実績、職員配置計画及び給与水準の上昇等を考慮して適正に算定する。特に、退職給与金は、職員の年齢構成の実態等を踏まえて適正に見積もらなければならない。

・動力費

電力費は、施設の建設計画及び個別稼働計画をもとに契約電力量及び使用電力量を見込み、これに電力単価を乗じて適正に算定する。また、燃料費は、電力費に準じて適正に算定する。

・薬品費

薬品費は、施設の管理計画における年度別処理水量、汚泥処理量等を基礎に必要な薬品量を見込み、これに薬品単価を乗じて算定する。

・施設補修費

施設補償費は、正確な施設調査を基礎に補修年次計画を策定し、適正に算定する。

・管渠清掃費

管渠清掃費は、過去の実績等を踏まえ、年次別管渠清掃延長を定め、これに単位清掃費用を乗じて算定する。

・その他の維持管理費

処理場施設運転管理委託費等その他の維持管理費は、過去の実績、経費の性質等を踏まえ、物価上昇率等を加味して適正に算定する。

f. 資本費の推計及び事業報酬

- ・地方公営企業法非適用事業の場合、資本費は、地方債元利償還費及び地方債取扱諸費等の合計額
- ・一般排水に係る地方債元利償還費については、既に発行した地方債分は既定の発行条件により、新規に発行する地方債分は施設の建設計画に基づく所要額について過去及び今後の経済情勢の推移を勘案した発行条件により適正に算定する。
- ・下水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる経費（事業報酬）を加える。

g. 公費負担とすべき経費の範囲

汚水に係る経費のうち、次の経費の額を控除する。

- ・分流式下水道等に要する経費の一部
- ・公共用下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費
- ・水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費の2分の1に相当する額
- ・計画汚水量を定める時に見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額
- ・下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費（特定排水に係るものを除く。）の一部（1/2に相当する額を基準とする。）
- ・高資本費対策に要する経費
- ・下水道の広域化・共同化計画の策定にかかる経費の2分の1に相当する額
- ・下水道事業の地方公営企業法適用に準備にかかる経費の2分の1に相当する額

h. 繰上充用額又は累積欠損金の措置

繰上充用額又は累積欠損金のうち使用料が不適正であることに起因する部分があれば、当該部分は使用料で回収すべき費用に含める。

i. その他

付帯的事業収支及び関連収入については、過去の実績、将来の事業計画等を考慮して算定する。なお、受託工事その他の付帯的事業については当該事業に要する直接費及び間接費を含め、少なくとも収支相償うよう定められなければならない。

（3）使用料の適正性に対する説明の必要性

①下水道使用料は、住民生活に密接に関連するものであることから、その算定基礎、経費削減等の経営努力、事業経営の状況等について情報公開も含めて透明性を確保するとともに、その説明責任が課せられている。しかし、夕張市の場合、使用料の算定根拠が不明確であり、使用料の適正性に対する説明が十分に行われているとはいえない。

②下水道使用料の算定については、適正な使用料が算定されるように使用料対象費用、使用料体系等に対する具体的な考え方を示した使用料算定要領を作成すべきである。

a. 使用料対象経費

例えば、

- ・維持管理費、資本費の全部
- ・維持管理費の全部、資本費の一部

- ・維持管理費の全部
- ・維持管理費の一部
- b. 使用料体系
 - ・採用する使用料体系（例えば、従量制）の意義、対象となる経費の範囲
- c. 使用料の算定根拠等

③将来的には地方公営企業法（企業会計）の導入を検討すべきである。
地方公営企業法（企業会計）については、以下に記載する。

（４）法適用のメリット

①公営企業会計の特質により経営状況が明確化するとともに使用料が適切に算定される。

a. 損益取引と資本取引の区分

官公庁会計においては、管理運営に係る取引（損益取引）と建設改良等に係る取引（資本取引）が区分されておらず、経営状況等それぞれの取引の内容を把握することが困難であるが、公営企業会計においては、損益取引と資本取引に区分して経理されるため、経営状況等を明確に把握することができ、その分析を通じて将来の経営計画が策定できる。

b. 発生主義の採用

官公庁会計では、現金の収入・支出の事実に基づいて経理記帳されるのに対し、公営企業会計では、現金の収支の有無に関わらず経済活動の発生という事実に基づいて経理記帳が行われ、一定期間における企業の経営状況や特定の時点における財政状態が明確になる。

c. 期間損益計算による使用料対象原価の明確化

公営企業会計では、当該期間内に効果が現れる収入・支出についてのみ損益として把握するため、期間損益計算が適正に行われる。この結果、原価計算が適正に行われ、使用料が明確に算定される。

d. 複式簿記による自己検証・月次決算が可能

複式簿記の採用により、借方記入額と貸方記入額が一致するという貸借平均の原理から誤りを発見でき、会計処理の自己検証が可能となる。また、毎月の試算表から月次決算が可能となり、経営分析が容易となる。

e. 決算の早期確定による経営状況の把握

出納整理期間がなくなることにより、決算の確定が2ヶ月早まり、その結果、前年度決算実績が当年度の事業運営に活用できる。

f. 使用料改定の際の議会・住民への説明が容易

公営企業会計により、使用料改定を議会に説明し、又は住民にPRする際に、下水道事業の財政状況及び使用料改定の必要性を明確に説明することが可能となり理解を得やすい。

②地方公営企業法の適用により企業経営が弾力化する。

a. 予算の弾力条項

必要に応じ業務量の増加に伴い収益が増加する場合において、当該業務に要する経費について予算超過の支出が認められている。

b. 資産の取得及び処分手続の簡素化

企業用資産の取得及び処分については、議会の単行議決は不要であり、一定の要件を上回る資産について企業会計予算で定めておけば足りる。

c. 下水道事業会計に対する繰出手続の簡素化

法非適用事業の繰出基準に定められていない繰出しについては、地方財政法第6条の規定により議決が必要であるが、法適用事業においては予算に計上すれば足りる。

③職員の経営意識を向上させる。

公営企業会計の採用で、適切な経費負担区分を前提とした独立採算制の原則が職員の意識改革を促し、経営意識を向上させる。

④地方財政措置において、地方公営企業法の適用を行っている事業について、他の事業と異なる取扱いが認められている。

a. 資本費平準化債について、法非適用事業が供用開始の時点を経済的基準にするのに対し、法適用事業は建設仮勘定から本勘定へ振り替える時点を時点を基準にしているため、供用開始済の処理区においても未稼働の資産であれば起債対象となることとされ、起債措置が受けやすくなる。

b. 高資本費対策に要する経費について、法非適用企業に比べ財政措置対象資本費が多くなる有利な算定方法になっている。

⑤下水道事業に係る資産の有効活用が図れる。

地方公営企業法を適用する下水道事業について、土地に係る有効活用の範囲が拡大されている。

⑥地方公営企業法の適用に要する経費に対する財政措置。

下水道事業法適化計画に基づく法適用の準備に要する経費（資産評価、システムの導入、資産台帳の作成等に要する経費）の1/2について、一般会計から繰出しを行うとともに、当該一般会計繰出金について特別交付税を措置している。

(5) 下水道事業における経費回収率の状況

①平成18年度と平成19年度の経費回収率は、以下の通りである。

		平成18年度	平成19年度
使用料単価 (円/㎥) (a)		111.58	202.07
汚水処理原価 (円/㎥)	維持管理費	214.62	168.58
	資本費	468.80	171.70
	合計(b)	538.12	340.26
差引 (円/㎥)	(a)-(b)	△426.54	△138.19
経費回収率 (%)		20.7	59.4
経費回収率 (維持管理費) (%)		52.0	119.9

a. 経費回収率が低い。これは、経費回収の観点から使用料を設定せずに近隣市町村の使用料水準との均衡を優先したためであり、当初の使用料が著しく低かったことを意味する。

b. 使用料の定期的な見直しを行っていなかったため、使用料が著しく低い状態が長期間継続していた。

c. 平成19年度に使用料を値上げしたが当該金額の算定根拠が不明である。夕張市の説明では、財政再建団体になったことで近隣市町村の下水道使用料を参考にしつつ、全道一の水準にしたとのことであるが定量的な算定根拠はないとのことであった。

d. 平成18年度は維持管理費の52.0%しか回収できていないが、使用料を値上げしたため、平成19年度は維持管理費の全額と資本費の一部(19.5%)を回収している。

②経費回収率に関する他の自治体との比較

	夕張市		美唄市	歌志内市	砂川市	赤平市	三笠市	芦別市	類型 平均	全国 平均
	H18	H19								
使用料単価 (円/㎥)	111.58	202.07	217.57	214.45	249.73	233.96	147.73	240.13	157.74	133.72
汚水処理原価 (円/㎥)	538.12	340.26	503.18	1,268.23	313.85	782.43	484.00	241.32	425.06	164.64
汚水処理原価 (維持管理費) (円/㎥)	214.62	168.58	75.52	78.77	78.28	96.49	158.63	84.84	196.75	65.36
汚水処理原価 (資本費) (円/㎥)	468.8	171.7	427.7	1,189.5	235.6	685.9	325.4	156.5	228.3	99.3
経費回収率 (%)	20.7	59.4	43.2	16.9	79.6	29.9	30.5	99.5	37.1	81.2
経費回収率 (維持管理費) (%)	52.0	119.9	288.1	272.2	319.0	242.5	93.1	283.0	80.2	204.6

a. 夕張市の下水道事業の場合、汚水処理原価(維持管理費)が高い。

b. 経費回収率が平成18年度は著しく低かったが、平成19年度に使用料の値上げをしたため改善している。

c. 近隣の自治体の経費の回収状況は以下の通りである。

	維持管理費	資本費
美唄市	100%	19.5%
歌志内市	100%	11.4%

	維持管理費	資本費
砂川市	100%	72.8%
赤平市	100%	20.0%
三笠市	93.1%	0%
芦別市	100%	100%
類型平均	80.2%	0%
全国平均	100%	68.8%

③平成21年度から平成36年度までの事業計画に基づく経費回収率は、以下の通りである。

		計画期間平均
使用料単価 (円/m ³) (a)		199.15
汚水処理原価 (円/m ³)	維持管理費	300.38
	資本費	178.42
	合計(b)	478.81
差引 (円/m ³)	(a)-(b)	△279.66
経費回収率 (%)		41.59
経費回収率(維持管理費) (%)		66.30

平成21年度から平成36年度までの事業計画上、経費回収率は41.59%であり、維持管理費の66.3%しか回収できていない。

(注)

1. 上表は、平成21年度から平成36年度までの事業計画に基づき監査人が作成した。
2. 監査人は、当該事業計画の妥当性を検証していないので、当該事業計画の数値を所与の条件として下水道使用料の適正性を分析する。
3. 夕張市が作成した下水道事業の事業計画(平成21年度から平成36年度まで)から下水道使用料の適正性を分析するのに必要な数値を抽出したのが下表である。

(金額単位：千円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収益的収入	65,772	63,871	62,178	60,530	58,926	57,365	55,845	54,247	52,696	51,189
利用料収入	65,772	63,871	62,178	60,530	58,926	57,365	55,845	54,247	52,696	51,189
収益的支出	122,973	150,120	148,208	145,117	141,625	138,655	134,094	130,988	127,742	125,843
維持管理費	64,787	82,024	82,993	83,072	82,703	82,924	81,589	81,749	81,731	82,066
職員給与費	8,097	12,666	13,060	13,272	13,457	13,640	13,812	13,956	14,100	14,217
その他	56,690	69,358	69,933	69,800	69,246	69,284	67,777	67,793	67,631	67,849
資本費	58,186	68,096	65,215	62,045	58,922	55,731	52,505	49,239	46,011	43,777
支払利息	56,269	66,235	63,403	60,281	57,205	54,060	50,878	47,658	44,476	42,286
その他	1,917	1,861	1,812	1,764	1,717	1,671	1,627	1,581	1,535	1,491
収益的収支差引	-57,201	-86,249	-86,030	-84,587	-82,699	-81,290	-78,249	-76,741	-75,046	-74,654

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間有収水量 (m ³)	327,783	319,064	310,577	302,315	294,274	286,446	278,827	271,410	264,190	257,163

項目	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	計画期間	計画期間
							合計	平均
収益的収入	49,725	48,303	46,858	45,457	44,098	42,780	859,840	53,740
利用料収入	49,725	48,303	46,858	45,457	44,098	42,780	859,840	53,740
収益的支出	122,324	119,458	115,522	113,072	115,750	115,786	2,067,277	129,205
維持管理費	82,191	82,304	81,301	81,459	82,104	81,924	1,296,921	81,058
職員給与費	14,318	14,401	13,387	13,474	13,547	13,623	213,027	13,314
その他	67,873	67,903	67,914	67,985	68,557	68,301	1,083,894	67,743
資本費	40,133	37,154	34,221	31,613	33,646	33,862	770,356	48,147
支払利息	38,684	35,747	32,856	30,289	32,381	32,616	745,324	46,583
その他	1,449	1,407	1,365	1,324	1,265	1,246	25,032	1,565
収益的収支差引	-72,599	-71,155	-68,664	-67,615	-71,652	-73,006	-1,207,437	-75,465
年間有収水量 (m ³)	250,322	243,664	237,182	230,873	224,732	218,754	4,317,576	269,849

④適正な使用料は、回収すべき経費の範囲を明確にした上で、受益者の負担能力を勘案して決める必要がある。下表の使用料単価は、現在の事業計画を前提に監査人が試算したものである。今後、例えば、公債の補償金なしの繰上償還が認められ支払利息が削減される等の経費削減効果が見込まれれば使用料単価も下がることになるので、経費削減努力（特に支払利息）は重要な意味を持つ。

	回収すべき経費の範囲	使用料単価 (円/m ³)
ケース1	維持管理費の100%、資本費の100%	478.81
ケース2	維持管理費の100%、資本費の75%	434.20
ケース3	維持管理費の100%、資本費の50%	389.59
ケース4	維持管理費の100%、資本費の25%	344.99
ケース5	維持管理費の100%	300.38
ケース6	維持管理費の75%	225.29

⑤受益者の現実的な負担能力を勘案した上で使用料により回収すべき経費の範囲を決定する。

⑥適正な使用料が決まれば、当該適正な使用料を前提とした一般会計からの基準内繰出金が認められる。

⑦適正な使用料と基準内繰出金によっても経費を賄い切れない部分については、基準外繰出金により補填される

6. 下水道事業会計の単年度収支均衡

下水道事業の経営基盤強化のためには、経営努力による運営の効率化を図った上で適切な使用料を設定することが必要である。

(1) 水洗化率の向上

①水洗化率とは、処理区域内人口のうち実際に水洗便所を設置している人口の割合をいう。水洗化率の向上により、有収水量が上がり、使用料収入の増加が見込まれる。また、整備した下水道施設が最大限に活用されることになり、投下資本の早期回収につながる。このため、水洗化率を出来るだけ早期に100%に近づける努力をする必要がある。

②水洗化率に関する類似団体との比較

指標	夕張市		美唄市	歌志内市	砂川市	赤平市	三笠市	芦別市	類型 平均	全国 平均
	平成 18 年度	平成 19 年度								
水洗化率 (%)	82.5	83.3	92.9	89.0	96.7	80.3	79.0	85.4	60.2	93.1

(2) 経費削減

①使用料による住民負担を軽減するためには、一般に、維持管理に当たって組織の簡素合理化、定員管理の適正化、業務の民間委託等の推進により、経費の削減を図っていく必要がある。夕張市の場合、維持管理費に関しては、現在、大幅な削減余地はないものと考えているが、例えば、業務委託費に関する積算方法の見直し等により、今後も削減努力を積み重ねていく必要がある。

②維持管理費に大幅な削減の余地はないので、資本費（支払利息）の軽減交渉を検討する必要があるものと考えている。夕張市の下水道事業に関する公債の平成20年度末残高は1,921,981千円であり、そのうち利率が4%～5%の公債残高が309,731千円であるが、これらは現在の金利水準からすると高水準といえる。夕張市においては、利率5%以上の公債について公的資金補償金免除繰上償還により金利を25,294千円削減した実績がある。今後、利率が4%～5%の公債に関して補償金なしの繰上償還が可能か否かを関係機関と交渉する必要がある。

公債の発行状況

(金額単位：千円)

利率	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
1.0未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.0-2.0未満	-	-	-	-	-	-	-	-	35,217
2.0-3.0未満	-	-	-	-	102,047	194,182	150,757	48,382	-
3.0-4.0未満	-	-	268,762	174,271	-	-	-	-	-
4.0-5.0未満	119,815	189,916	-	-	-	-	-	-	-
合計	119,815	189,916	268,762	174,271	102,047	194,182	150,757	48,382	35,217

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1.0未満	4,709	23,113	-	-	-	-	-	-
1.0-2.0未満	22,757	5,211	41,899	41,801	43,326	-	40,088	72,500
2.0-3.0未満	7,173	-	3,200	10,100	103,400	102,700	95,900	20,748
3.0-4.0未満	-	-	-	-	-	-	-	-
4.0-5.0未満	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	34,640	28,324	45,099	51,901	146,726	102,700	135,988	93,248

	合計
1.0未満	27,822
1.0-2.0未満	302,801
2.0-3.0未満	838,591
3.0-4.0未満	443,033
4.0-5.0未満	309,431
合計	1,921,981

(3) 適正な使用料の徴収

①下水道事業に関しては、特別会計を設けて、その経費は経営に伴う収入をもって充てなければならない（地方財政法第6条）とされており、地方公営企業法の適用の有無にかかわらず独立採算の原則が適用されている。また、「雨水公費・汚水私費の原則」に基づき、汚水処理経費については一部を除き使用料で回収することが原則とされている。

②夕張市のように処理区域内人口が少ない下水道事業において、汚水処理経費の全てを使用料によって賄うと著しく高額な使用料を設定することが必要となる。公営企業である以上、適切な使用料の設定により経費回収率を向上させていくことが必要であるが、その一方、全ての下水道事業に一律に汚水処理経費の全額を直ちに使用料で賄うよう使用料改定を求めることは適切ではないものとする。

③下水道事業における使用料については、原則として汚水処理経費に見合った額を設定すべ

きであるが、他の公共料金（特に水道料金）や住民の負担可能額等を勘案してその適正化を図っていくべきものとする。

④但し、下水道事業は、独立採算制が求められる公営企業として運営されているので、汚水処理経費が高水準であるにもかかわらず、使用料設定を低く抑えて、一般会計の基準外繰出金に安易に依存してはならないものとする。

（４）未納対応

下水道使用料金の未納額が平成21年6月末現在において16,177千円発生している。下水道事業会計の歳入を確保するために、適切な未納対応をとって滞留債権を回収する必要がある。

①法人A 5,531千円

- a. 支払計画を提出させ宣誓書を取り交わし、当該支払計画の履行を確約させている。
- b. 支払計画によると、平成21年7月から10月にかけて平成19年度の未納額610万円（上下水道分）を完納させ、平成21年11月から当月分と平成20年度の滞納分を毎月100万円ずつ納付することになっている。
- c. 平成21年7月末に365万円、8月末と9月末に100万円ずつ納付したが、10月納付分から支払猶予の申し出があった。
- d. 現在、支払計画が履行されていない状況にある。
- e. 実行可能な支払計画を作成すること。また、個々の事情を勘案しなければならないケースがあるかもしれないが、一旦誓約した支払計画の不履行者に対しては給水停止といった厳しい対応で臨まないと、支払計画書と納付誓約書を取り交わす意味がなくなる。

②法人B 4,180千円

- a. 平成21年6月破産手続開始。
- b. 破産債権として回収を図る。不納欠損処理はしない。

③法人C 1,333千円

- a. 支払計画を提出させ宣誓書を取り交わし、当該支払計画の履行を確約させている。
- b. 支払計画によると、平成21年6月から当月分と未納額396万円（上下水道分）を分割して納付することになっている。
- c. 平成21年10月に30万円の納付があった。
- d. 現在、支払計画が履行されていない状況にある。
- e. 実行可能な支払計画を作成すること。また、個々の事情を勘案しなければならないケースがあるかもしれないが、一旦誓約した支払計画の不履行者に対しては給水停止といった厳しい対応で臨まないと、支払計画書と納付誓約書を取り交わす意味がなくなる。

④個人12名（未納額10万円以上）2,342千円

a. 納付誓約書を取り交わしていないケース。（3件、408千円）

未納者に対しては、例外なく支払計画書と納付誓約書を取り交わし、支払計画を履行しない者に対しては給水停止処分をする必要がある。

b. 支払計画不履行の者に再度納付相談を行ったうえ支払計画を再度作成し直しているケース。（4件、737千円）

実行可能な支払計画を作成すること。また、生活困窮等個々の事情を勘案しなければならないケースがあるかもしれないが、一旦誓約した支払計画の不履行者に対しては給水停止といった厳しい対応で臨まないと、支払計画書と納付誓約書を取り交わす意味がなくなる。

c. 居所不明、本人死亡のため不納欠損となるケース。（3件、486千円）

⑤夕張市は冬期間の作業が困難という理由で冬期間は給水停止を行っていないとのことであるが、たとえ冬期間であっても支払計画を履行しない者に対しては給水停止処分をする必要がある。

7. 一般会計から下水道事業会計への繰出金

(1) 一般会計繰出金

公営企業には適正な経費負担区分に基づいた独立採算の原則が義務付けられている。ここで、適正な経費負担区分とは、一般行政としての性格を有するため料金によって賄うことが適当でない経費や、公共の福祉の観点から実施することが必要な経費等独立採算によることが客観的に困難であると認められる経費について、予め独立採算の枠外におき、公営企業の設置者である地方公共団体の一般会計において負担することをいう。

下水道事業に関しても、「雨水公費・汚水私費の原則」による経費負担が基本となるが、雨水のみならず、汚水についても、公共用水域の汚濁防止とか公衆衛生といった行政目的を達成するために必要な限度において、一般会計から下水道事業会計への繰出が行われている。

下水道事業に係る繰出基準については、「地方公営企業繰出金について」（総務省自治財政局長通知）により定められている。

(2) 一般会計からの繰出基準

①雨水処理経費

下水道の主たる機能は汚水の排除処理と雨水の排除処理である。このうち雨水処理経費は、全額公費で負担すべきであるという考え方が基本となっているため、雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額は一般会計が負担すべきものとされている。

②汚水処理経費のうち次の経費の額

- a. 分流式下水道等に要する経費
- b. 流域下水道の建設に要する経費
- c. 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費
- d. 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費
- e. 不明水の処理に要する経費
- f. 高度処理に要する経費
- g. 高資本費対策に要する経費
- h. 広域化・共同化の推進に要する経費
- i. 地方公営企業法の適用に要する経費
- j. 普及特別対策に要する経費
- k. 緊急下水道整備特定事業に要する経費
- l. 農業集落排水緊急整備事業に要する経費
- m. 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費
- n. 個別排水処理施設整備事業に要する経費
- o. 下水道事業債（特例措置分）の償還に要する経費

- p. 下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費
- q. 臨時財政特例債等の償還等に要する経費

③分流式下水道等に要する経費に関する補足説明

分流式下水道等経費分が平成18年度から基準内繰出金として扱われるようになった。

汚水に係る資本費は、本来、「雨水公費・汚水私費の原則」に基づき使用料によって回収すべきものであるが、分流式下水道については、雨水と汚水の処理を完全に分けて行うことから公共用水域の水質保全への効果が高く合流式下水道に比べ公的な便益がより大きく認められること、及び汚水資本費の現状を分析すると合流式整備による下水道と分流式整備による下水道には単価において約3倍以上の格差があり分流式下水道に係る汚水資本費が相当程度割高となっていることから、「その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められる額」が一般会計からの繰出対象となった。

ここで、「その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められる額」とは、原則として、適切な負担区分により地方公共団体が負担する資本費から、雨水処理に要する経費、高度処理に要する経費、高資本費対策に要する経費、流域下水道の建設に要する経費（下水道事業債（臨時措置分）の元利償還金に相当する額）、及び臨時財政特例債等の償還に要する経費の対象となる資本費を控除した額のうち適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難である額である。従って、適正な使用料を徴収することなく安易に一般会計からの繰出しを行うことは適切ではない。

（3）基準内繰出金と基準外繰出金

①基準内繰出金とは、上記（2）で述べた繰出基準に基づく繰出金をいい、基準外繰出金とは、例えば、歳入不足補填目的のために一般会計から特別会計である下水道事業会計に繰出支出する場合等、上記繰出基準に基づかない繰出金をいう。

②基準内繰出金のうち一定のものについては、地方交付税により国から部分的に財源が補填されることで地方自治体の財政負担が軽減されている。

③下水道使用料や基準内繰出金によっても経費を賄い切れない部分について、基準外繰出金として一般会計から補填した場合、当該基準外繰出金は国からの補填がない当該地方自治体の純負担となる。

(4) 過去5年間の繰出の状況

(金額単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収益的収支	1,239	955	1,813,794	94,605	110,443
基準内繰出金	-	-	-	81,531	107,614
基準外繰出金	1,239	955	1,813,794	13,073	2,829
資本的収支	14,342	15,187	16,142	30,713	19,649
基準内繰出金	-	-	-	22,858	13,372
基準外繰出金	14,342	15,187	16,142	7,855	6,276

①平成3年度までは一般会計からの基準内繰出を適正に行っていたため下水道事業会計において収支不足は発生していなかった。しかし、平成4年度以降、不適正な会計処理（いわゆる「ジャンプ方式」と呼ばれる一時借入金と出納整理期間を利用した会計間操作）により下水道事業会計の収支不足を埋め合わせるようにしたため、一般会計からの基準内繰出しは行われなかった。夕張市は平成18年度の財政再建団体申請に伴い、この不適正な会計処理をやめた。そして、本来、一般会計からの基準内繰出を行うべき金額を算定し、当該金額（1,813,794千円）を一括して下水道事業会計に繰出した。

②平成19年度、平成20年度における繰出金の内訳

(金額単位：千円)

区分		内訳	平成19年度	平成20年度	
収益的収支	基準内繰出金	雨水処理費利子	578	572	
		臨時財政特例債利子	3,442	2,227	
		特例措置分利子	-	-	
		分流式下水道に要する経費	77,510	104,814	
		計	81,531	107,614	
基準外繰出金		北海道振興基金利子	345	221	
		福祉軽減分	1,963	1,963	
		単年度収支不足補填経費	10,764	644	
		計	13,073	2,829	
		合計	94,605	110,443	
資本的収支	基準内繰出金	臨時財政特例債元金償還分	2,792	2,185	
		特例措置分元金償還分	20,065	11,186	
		計	22,858	13,372	
		基準外繰出金	北海道振興基金元金償還分	7,855	6,276
		計	7,855	6,276	
	合計	30,713	19,649		

a. 分流式下水道に要する経費（＝経営に伴う収入をもって充てることができない額）につい

て基準内繰出を行っても経費を賄い切れない部分について、基準外繰出金（単年度収支不足補填経費）として一般会計から補填されている。

b. 経営に伴う収入をもって充てることができない額とは、適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難である額を意味する。従って、適正な使用料を徴収することなく分流式下水道に要する経費に関する一般会計からの基準内繰出を行うことは適切でない。

c. 夕張市の場合、当該使用料が適正であることを前提に分流式下水道に要する経費に関する一般会計からの基準内繰出を行っているが、使用料の算定根拠が不明確であり、使用料の適正性に対する説明が十分に行われているとはいえない。

③基準外繰出金に関する類似団体との比較

指標	夕張市		美唄市	歌志内市	砂川市	赤平市	三笠市	芦別市	類型 平均	全国 平均
	平成 18 年度	平成 19 年度								
処理区域内人口 1 人あたりの基準外繰入金（円/人）	1,305,664	6,287	16,691	32,903	4,065	6,101	0	1,304	11,095	4,298

平成18年度の処理区域内人口 1 人あたりの基準外繰入金が大きい。これは、過去の繰出不足を一括して下水道事業会計に繰入れたからである。

8. 下水道事業会計の累積欠損金の解消

(1) 累積欠損金解消の必要性

①「公共下水道事業会計に対しては、地方交付税において措置される額を基準として繰出すほか、平成19年度において下水道使用料を引き上げてもお生じる単年度収支の不足額についても繰出すこととしているが、平成18年度末現在の不良債務見込み額約11億円については、今後策定する自主健全化計画の進捗状況を見極めながら適切に対応する。」というのが夕張市の姿勢である。

②夕張市の下水道事業会計の資金不足比率(平成20年度決算で156.5%)は経営健全化基準(20%)以上であるため、下水道事業の経営健全化計画において収入増加・経費節減・料金適正化・一般会計からの繰入等により資金不足比率を経営健全化基準未満とすることが求められている。財政再建団体である夕張市にとって下水道事業の累積欠損金の解消は喫緊の課題である。

(2) 巨額の累積欠損金の発生原因

①夕張市の下水道整備計画が下水道事業の経済性・効率性を軽視していた。

a. 下水道整備計画が下水道事業の経済性・効率性よりも観光事業による産業振興を重視していた。

b. 下水道整備計画は観光事業による産業振興により夕張市の人口、計画区域である随北地区の人口、観光入込客数が増加することを前提としていたが、現状においていずれも計画時の数値と著しく乖離しており、下水道整備計画自体の現実性が乏しかった。

②経費回収という観点からは当初の使用料の設定水準が低く、かつ、定期的な見直しがなかった。このため、使用料の設定水準が低い状態が長期間継続していた。

a. 下水道事業は公営企業としての下水道事業の独立採算の達成のためには経営努力による運営の効率化を図った上で適切な使用料を設定することが必要であり、そのためには経費削減に努めた上で、経費回収の観点から適正な使用料を設定するとともに使用料を定期的に見直すという意識が希薄であった。

b. 国の補助金制度に過度に期待する余り、使用料改定のタイミングを逸してしまった。

③いわゆる「ジャンプ方式」という不適正な会計処理により赤字の発見が遅れてしまい、経営健全化のための早期の対策が取れなかった。

a. 問題を潜在化させ本質的な解決を先送りしようという意識が夕張市の内部にあった。

b. 当時の議会や監査委員に不適正な会計処理をチェックする意識や能力が欠如していた。

c. 夕張市の下水道事業会計は期間損益計算を重視する公営企業会計ではなく収支計算を重視する官公庁式会計を採用しているため、赤字の発生が発見しにくかった。

(3) 累積欠損金を解消するためには何をなすべきか

- ①受益者負担が原則であり安易に一般会計に依存すべきではない。
- a. 下水道事業が住民生活に不可欠なサービスを安定的に供給し続けるためには、一般会計からの繰出金に過度に依存せず、中長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要がある。
 - b. 一般会計からの基準外繰出が一般会計の財政運営を圧迫し一般会計の事業に重大な支障をきたすおそれがある。
 - c. 使用料収入ではなく、一般会計からの基準外繰出しにより汚水処理原価を回収することは、下水処理施設が普及していることによりその便宜を享受できる住民とそうでない住民との間に不公平が生じる。特に夕張市の場合、受益者が随北地区の住民のみであることから受益者でない随南地区の住民の不公平感は強いと考える。
 - d. 累積欠損金のうち使用料が不適正であることに起因する部分があれば、当該部分は使用料で回収すべきである。特に夕張市の場合、経費回収の観点からすると過去の使用料の設定が低すぎた。また、その状態が長期間継続していた。
- ②一方、累積欠損金全額を使用料収入で解消することも非現実的な高負担を受益者に求める結果となり適切ではないと考える。仮に累積欠損金の解消を優先した無理な受益者負担を強いると、夕張市の人口減少を加速化させ、地域崩壊を招き、結果として財政再建計画が達成できなくなるおそれがある。
- ③下水道の公共的役割（汚水の排除、雨水の排除、公共用水域の水質保全）及び分流式下水道は公共用水域の水質保全への効果が高く公的な便益が大きく認められることを考慮すると、随南地区の住民も下水道事業の利益を間接的にはあるが享受しているといえる。
- ④一般会計の財政運営を圧迫せず、一般会計の事業に重大な支障をきたさないよう、一般会計からの基準外繰出を行うことにより下水道事業会計の累積欠損金を解消することについて、随南地区の住民の理解を得る必要がある。

Ⅲ. 下水道事業会計の監査の結果

1. 下水道事業に独立採算が成立するか

①下水道事業の場合、処理人口が小規模になるにつれ汚水の処理原価と平均使用料は高くなるが、原価回収率は低下していく傾向にある。また、分流式下水道の場合、整備され供用開始されても従来の側溝を残したまま污水管のみを敷設するため、すぐに下水道への接続がなされず徐々に利用率が高まる。このため、供用開始直後においては処理人口1人当たりの汚水費用が高くなるとともに、利用者が増加しなければ有収水量密度も低くなる傾向にある。このように、一般に中小規模の下水道事業、中山間地域における下水道事業の独立採算の成立可能性は低いといえる。

(単位：円)

	都・指定都市	30万人以上	10～30万人未満	5～10万人未満	3～5万人未満	1～3万人未満	1万人未満
処理原価	129.5	164.5	171.6	190.3	224.6	273.7	379.1
使用料単価	134.2	134.2	129.2	129.1	138.6	139.8	145.0
原価回収率(%)	103.6	81.6	75.3	67.8	61.7	51.1	38.2
平均使用料*	1,946	2,075	2,033	2,145	2,390	2,530	2,787

*平均使用料は、家庭用20m³/月の金額である。

②特に夕張市の下水道事業の場合、公営企業としての独立採算の成立可能性は極めて低いと考える。

a. 夕張市の下水道事業は、当初、随北地区の人口14,500人、観光入込数2,000,000人を前提として施設整備をしているが、当該前提は現在成立していないし、今後も成立する見込みはない。

b. 適正な使用料を徴収するとしても独立採算の達成のために過度な受益者負担を強いることは適切ではない。過度な受益者負担は、夕張市の人口減少を加速化させ、地域崩壊を招き、結果として財政再建計画が達成できなくなる。

c. 大幅な経費削減の余地はない。

③下水道事業の維持は公共用水域の水質保全を目的とする行政責任であることを考慮すると、一旦整備した下水道事業を独立採算制が成り立たないことを理由に廃止することは行政責任を放棄することになり、現時点においては適切ではないと考える。

④累積欠損金を解消した上で、今後も夕張市の下水道事業を維持していくためには、一般会計からの基準外繰出を継続しなければならないが、一般会計からの基準外繰出をしてまでも下水道事業を維持する必要があるか否かは最終的には住民の判断によるものと考えている。

2. 経営健全化に対する提言

以下、一般会計からの基準外繰出をしてまでも下水道事業を維持する必要があると住民が判断した場合の対応を述べる。

①水洗化率の向上

水洗化率の向上により、有収水量が上がり、使用料収入の増加が見込まれる。また、整備した下水道施設が最大限に活用されることになり、投下資本の早期回収につながる。このため、水洗化率を出来るだけ早期に100%に近づける努力をする必要がある。

②経費削減

a. 積算方法の見直し（特に業務委託料）。

夕張市の場合、維持管理費に関しては、現在、大幅な削減余地はないものと考えているが、例えば、業務委託費に関する積算方法の見直し等により、今後も削減努力を積み重ねていく必要がある。

b. 利率4%～5%の公債の繰上償還（補償金なし）について関係機関との交渉。

夕張市の下水道事業に関する公債の平成20年度末残高は1,921,981千円であり、そのうち利率が4%～5%の公債残高が309,731千円であるが、これらは現在の金利水準からすると高水準といえる。今後、利率が4%～5%の公債に関して補償金なしの繰上償還が可能か否かを関係機関と交渉する必要がある。

③適正な使用料金の設定と定期的な見直し

a. 回収すべき経費の範囲の明確化。

夕張市の場合、使用料金の算定根拠が曖昧である。今後は、回収すべき経費の範囲を明確にした上で、受益者の負担能力を勘案して使用料金を決定する必要がある

b. 受益者の負担能力を勘案。

夕張市の場合、処理区域内人口が少ないため、汚水処理経費の全てを使用料金によって賄うと著しく高額な使用料金を設定しなければならなくなる。公営企業である以上、適切な使用料金を設定して経費回収率を向上させていくことが必要であるが、その一方、汚水処理経費の全額を直ちに使用料金で賄うような受益者負担を強いることは、夕張市の人口減少を加速化させ、地域崩壊を招くおそれがあるので適切ではない。

c. 使用料金の適正性の定期的な検証（概ね5年毎）。

夕張市の場合、使用料金が経費回収の観点からすると著しく低い水準のまま、平成18年度

まで改定されずにいた。汚水処理経費が高水準であるにもかかわらず、使用料金を低く抑えることは、一般会計からの基準外繰出に安易に依存することにつながる。今後は、使用料金の適正性を定期的に検証する必要がある。

④適切な未納対応

歳入確保のためには、未納者に対して以下のような対応をとる必要がある。

- a. 未納者に対しては、例外なく支払計画を提出させ宣誓書を取り交わし、支払計画の履行を確約させる。
- b. 実行可能な支払計画を作成させる。
- c. 生活困窮等個々の事情を勘案した上で、支払計画不履行の場合に給水停止処分を実行する。

⑤情報公開

- a. 使用料算定要領を作成し、使用料金の適正性を住民に示す。

下水道使用料金の算定については、適正な使用料金が算定されるように使用料対象費用、使用料体系等に対する具体的な考え方を示した使用料算定要領を作成する必要がある。

- b. 将来的に公営企業会計を導入する。

公営企業会計では、現金の収支の有無に関わらず経済活動の発生という事実に基づいて経理記帳が行われ、一定期間における企業の経営状況や特定の時点における財政状態が明確になる。また、公営企業会計では、当該期間内に効果が現れる収入・支出についてのみ損益として把握するため、期間損益計算が適正に行われる。この結果、原価計算が適正に行われ、使用料が明確に算定される。

このように、使用料改定を議会に説明し、又は住民にPRする際に、下水道事業の財政状況及び使用料改定の必要性を明確に説明することが可能となり議会や住民の理解を得やすくなるので、将来的に公営企業会計を導入することが望まれる。

以上